

## 中華人民共和国政府情報公開条例

山本 賢二\*

### はじめに

2019年4月3日、「中華人民共和国政府情報公開条例」が改定公布された。2007年4月5日に同条例が制定公布されてから、12年の時を経た。この12年間は、中国にとっては改革開放が成熟し、国際的には経済力で日本を遥かに超え、米国に迫ろうとする世界第2位のGDPを産出するとともに、国内的には中国共産党の総書記が胡錦濤から習近平へと受け継がれた時期に当たる。米国と世界の覇権を争うまでになった中国がいま求められていることは、その政治力と経済力に合致した発展モデルを世界に提示することである。

これより先、中国共産党第19回全国代表大会が2017年10月18日に開幕し、「小康社会の全面的達成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう」（「決勝全面建成小康社会夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」新华社北京10月27日电）と題する習近平総書記の活動報告、党規約を修正採択などして10月24日に閉幕した。その習報告の中にあった「すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学，東西南北中，党がすべてを指導するものである。」（坚持党对一切工作的领导。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）という表現は、同大会で一部修正され、採択された中国共産党規約（19全大会規約）に「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴であり，中国の特色ある社会主義制度の最大の優位性である。党政軍民学，東西南北中，党がすべてを指導するものである。」（中国共产党的领导是中国特色社会主义最本质的特征，是中国特色社会主义制度的最大优势。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）と明記された。これは党国体制強化の宣言である。すなわち、中華人民共和国は中国共産党の国家であることを内外に明確に表明したのである。

この党国体制を評価する上で、一つの基準になるのが情報の開示であろう。情報を国民と如何に共有するかが為政者である中国共産党に問われているのである。もとより、中国共産党一党独裁の中華人民共和国が米国に替わる世界のリーダーになるには米国にも増して魅力ある国家体制を作り上げることにある。ここで「一党独裁」という言葉を筆者は使ったが、中国は「中国共産党の指導する多党協力制」（中国共产党领导的多党合作制）というものの、実際には「指導」という「独裁」であるからである。しかしながら、中国の現状を見ると、われわれがイメージしてきた「独裁」国家とはかなりの程度異なる様相にある。いわゆる「社会主義の市場メカニズム」という「自由」を経済に導入することで、これまでの共産主義国家とは全く異なる経済生活を人々が謳歌しているからである。とはいえ、政治面においては、「自由」は無く、まさに「独裁」そのものであり、わけでも情報については、2017年11月30日に「中国共産党党務公開条例（試行）」（中国共产党党务公开条例（试行））が採択施行されてはいるが、これは「公民」はもとより、黨員などに情報の開

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 講師

示を請求する権利があることなどを明記したものではなく、各級党組織に党内と党外に「党务」情報を提供する基準を示したものにすぎず、党の管理がこれまで以上に制度化されている実情がある。こうした中で、「中華人民共和国政府情報公開条例」が改定されたのである。

周知のように、中国においては党と国家の組織原則は民主集中制である。この民主集中制という上意下達のシステムの中で上級に従うことが習性化されている環境においては必然的に党の最上級に位置する総書記の意思が上意となる。であるから、習近平総書記の一挙手一投足（情報発信）が注目されるのである。そして、下級から上級、地方から中央に至る諸段階の決定の妥当性を国民が判断する上で、充分情報が公開されているのかが当面の中国の党国体制評価の試金石となるのである。すなわち、党国体制の下における国家としての決定に参加できなければ、その決定の妥当性を判断する情報が国民に開示されることが必要になる。さらに、中国が世界の将来を左右する存在になった以上、自国民のみならず、世界各国の人々にも情報を開示することが求められる。それは開かれた党国体制が備えるべき不可欠の要件の一つになるのである。

こうした問題意識を持つ筆者の関心は二点に集中した。その二点とは 1. 情報開示請求者の範囲、2. 中国共産党情報の取り扱い、であり、そこから、「条例」改定までの 12 年間に中国が新しく、開かれた党国体制構築へ前進しているのか、それとも旧態依然とした党国体制のままなのかを検証しようと考えた。

### 1. 情報開示請求者の範囲

2007 年版「中華人民共和国政府情報公開条例」（以下、旧「条例」とする。）はその「第十三条」に「本条例第九条、第十条、第十一条、第十二条の規定する行政機関が主体的に公開する政府情報のほか、公民、法人あるいはその他の組織は自己の生産、生活、科学研究など特殊な必要に応じて、國務院部門、地方各級人民政府および県級以上の地方人民政府部門に関係政府情報を取得する申請が出来る。」（第十三条 除本条例第九条、第十条、第十一条、第十二条规定的行政机关主动公开的政府信息外，公民、法人或者其他组织还可以根据自身生产、生活、科研等特殊需要，向国务院部门、地方各级人民政府及县级以上地方人民政府部门申请获取相关政府信息。）と規定している。すなわち、政府情報を請求できるものを「公民、法人あるいはその他の組織」としている。それに対し、2019 年版「中華人民共和国政府情報公開条例」（以下、新「条例」とする。）はその「第二十七条」で「行政機関が主体的に公開する政府情報以外、公民、法人あるいはその他の組織は地方各級政府、対外的に自らの名義で行政管理の職能を履行する県級以上の人民政府部門（本条例第十条第二項の規定する派出機関、内設機関を含む）に関係政府情報取得を申請することができる。」（第二十七条 除行政机关主动公开的政府信息外，公民、法人或者其他组织可以向地方各级人民政府、对外以自己名义履行行政管理职能的县级以上人民政府部门（含本条例第十条第二款规定的派出机构、内设机构）申请获取相关政府信息。）としている。旧「条例」と比較すると、中央政府の「國務院部門」が削除され、「地方各級人民政府」に限定されるとともに、情報開示請求者については「公民、法人あるいはその他の組織」とあり、この表現は新旧「条例」に違いが無いことが分かる。

情報の公開度を見る上で一つの指標となるのが自国民以外に、外国人にも開示請求を認めるか否かにある。例えば、1999 年 5 月に成立し、2001 年 4 月から施行された日本の「行政機関の保有す

る情報の公開に関する法律」の「第二章 行政文書の開示」の「(開示請求権)」に「第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と明記されている。この「何人」とはあらゆる「人」を指している、外国人であっても、条件なしに「請求」ができることを示している。

また、2005年（民国94年12月28日）に制定・施行された台湾の「政府情報公開法」（政府資訊公開法）もその「第9条」で「中華民國の国籍をもつとともに中華民國に籍を置く国民及びそれが設立したところの自国法人、団体は本法の規定に依って政府機関に政府情報の提供を申請することができる。中華民國のパスポートをもち国外に居留している国民も同様である。外国人も、その自国法令に依って中華民國国民のその政府情報提供申請を制限していない限りにおいて、本法に依ってこれを申請することができる。」（第9條 具有中華民國國籍並在中華民國設籍之國民及其所設立之本國法人、團體，得依本法規定申請政府機關提供政府資訊。持有中華民國護照僑居國外之國民，亦同。外國人，以其本國法令未限制中華民國國民申請提供其政府資訊者為限，亦得依本法申請之。）として、「自国法令に依って中華民國国民のその政府情報提供申請を制限していない限り」という制限を付けてはいるが、外国人にも情報開示請求を認めている。

もとより、中国においても、旧「条例」施行後、國務院弁公庁秘書局は「外国公民、法人あるいはその他の組織の我が行政機関への政府情報公開申請問題についての処理意見」（国务院办公厅秘书局关于外国公民、法人或其他组织向我行政机关申请公开政府信息问题的处理意见（国办秘函[2008] 50号））を2008年に下達している。これは国家發展改革委員会弁公庁の書簡（《关于请明确能否受理国外驻华机构和人员申请政府信息公开事宜的函》（发改办厅[2008] 1057号））收悉。現函復如下）に対し返信という形式を採り、次のように回答している。「一、わが国域内の外国人公民、法人あるいはその他の組織が生産、生活、科学研究など特殊な必要によって、我が行政機関に關係政府情報取得を申請することについては、わが行政機関によって『中華人民共和国政府情報公開条例』の關係規定に合わせて処理される。わが国域外の外国人公民、法人あるいはその他の組織が我が行政機関に政府情報公開の申請を提出することについては、我が行政機関はこれを受理しない。」（一、在我国境内的外国公民、法人或其他组织，因生产、生活、科研等特殊需要，向我行政机关申请获取相关政府信息，由我行政机关依照《中华人民共和国政府信息公开条例》有关规定办理。在我国境外的外国公民、法人或其他组织向我行政机关提出政府信息公开申请的，我行政机关不予受理。）。すなわち、「条例」には明記されないものの、「域内の外国人公民、法人あるいはその他の組織」は情報開示請求者になり得るということである。この「処理意見」は新「条例」施行後も継承されていて、実質的には外国人にも開示請求を認めてはいる。

しかし、問題はなぜそれを新「条例」に明記しなかったのかということである。一通の「処理意見」だけで解釈が変更できる現況は、新「条例」施行までの12年間、情報公開について何らの進歩もなかったということに等しい。さらに、前述した「國務院部門」の削除が中央政府の関連機関が情報開示請求の対象でなくなったことを意味するとすれば、むしろ公開範囲は縮小したと言うべきであろう。

## 2. 中国共産党情報の取り扱い

ここで筆者がなぜ中国共産党の情報を政府情報公開に絡めて議論するかというと、日本においても、また台湾においても政党の情報は行政を司る政府情報の範疇に入らないものであり、その対象になっていないが、中国においてはその特色である「中国共産党の指導」がその党国体制の前提にあるからである。そして、それは、1988年に制定され翌年5月から施行された「中華人民共和国国家秘密保護法」（「中华人民共和国保守国家秘密法」）に明文化されている。同法は2010年4月に改正されたが、関係条項には大きな相違はない。前者を旧法、後者を新法と称して議論を進めると、旧法ではその「第八条」に「国家秘密とは本法の第二条の規定に合致した下記の秘密事項を含む。」（国家秘密包括符合本法第二条规定的下列秘密事项：）として7項目を挙げた後に、「本法の第二条に合致しないものは、国家秘密に属さない。政党の秘密事項の中で本法第二条の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」（不符合本法第二条规定的，不属于国家秘密。政党的秘密事项中符合本法第二条规定的，属于国家秘密。）としている。

また、新法でも「第九条」で「下記の国家の安全と利益にかかわる事項で、漏洩されると国家の政治、経済、国防、外交などの領域の安全と利益を損なう可能性があるものは国家秘密と確定すべきである。」（「第九条 下列涉及国家安全和利益的事项，泄露后可能损害国家在政治、经济、国防、外交等领域的安全和利益的，应当确定为国家秘密：」）として7項目を挙げた後、「政党の秘密事項の中で前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」（「政党的秘密事项中符合前款规定的，属于国家秘密。」）としている。

以上のように、旧法と新法に関わらず、「政党の秘密事項」も「国家秘密」になることを明示しているのである。

そして、旧法と新法それぞれにある「前項の規定」にあたる7項目は下記の通りである。ここでは新法を引用したが、旧法とは若干の表現が異なるだけであり、ほぼ旧法から踏襲されたものである。

- （一） 国家の実務の重大政策決定の中における秘密事項。（「（一）国家事务重大决策中的秘密事项；」）
- （二） 国防建設と武装勢力の活動の中における秘密事項。（「（二）国防建设和武装力量活动中的秘密事项；」）
- （三） 外交と外事活動の中における秘密事項および対外的に秘密保護の義務を負う秘密事項。（「（三）外交和外事活动中的秘密事项以及对外承担保密义务的秘密事项；」）
- （四） 国民経済と社会発展の中における秘密事項。（「（四）国民经济和社会发展中的秘密事项；」）
- （五） 科学技術の中の秘密事項。（「（五）科学技术中的秘密事项；」）
- （六） 国家安全擁護活動と刑事犯罪捜査の中の秘密事項。（「（六）维护国家安全活动和追查刑事犯罪中的秘密事项；」）
- （七） 国家秘密保護行政部門によって確定されたその他の秘密事項。（「（七）经国家保密行政管理部门确定的其他秘密事项。」）

ここで指摘しなければならないことは、国家秘密を定義している「第二条」についてである。「第二条」は新旧いずれも「国家秘密とは国家の安全と利益に関係し、法定手続きによって確定し、一定期間内において一定範囲の人員だけに知られる事項である。」（「第二条 国家秘密是关系国家的

安全と利益、依照法定程序確定、在一定時間內只限一定範圍的人員知悉的事項)」としている。この「第二条」は前述したように、旧法では「第八条」にも明記されているが、新法の「第九条」では削除されている。それが意味するところは、「法定手続きによって確定し」という文言のある「第二条」を旧法のように加えたままであると、政党（中国共産党）の秘密事項についても法律によって確定する必要が出てくるため、大義名分の「第二条」はそのまま残し、政党の情報についても触れた「第九条」では削除したのであろう。これを拡大解釈すれば「第九条」に規定された「秘密事項」は「法定手続き」無しに創り出されることにもなる。こうした修正は曖昧さを残し、異なる解釈を可能とする。

### おわりに

「合久必分 分久必合」、中国という大地における権力の在り方は「統一が久くなると、分裂に向かい、分裂が久くなると統一に向かう」、権力をもつ為政者はいつも天下の統一を目指してきた。いま、為政者としての中国共産党が国家を分裂に導く分権など認めるはずもなく、中央集権的な国家システムによってその権力を維持しようとしているのも中国における伝統的王朝支配を彷彿させる。民主集中制という組織原則はそのために有効に機能しており、情報についても下級と上級ではその量と質が異なる。さらに、中国共産党党内と党外でも異なるのが現況である。政党としての中国共産党の秘密事項が「国家秘密」として守られるのであれば、それを守らなければならない「公民」に共産党の情報で何が「国家秘密」になるのかを明らかにしなければならない。そのためには「条例」の中に、中国共産党情報の取り扱いを明記する必要がある。

政治が富の分配を一義的任務であるとするならば、党国体制の下で国家予算と同様に党の予算も公開されるべきであろう。党員以外、中国共産党の収入支出を知る「公民」がいるであろうか。党員であっても、どのレベルまでそれを知っているかは詳らかではないが、党の活動報告には収支について一切言及されていないことを考えると、一般党員はそれを知らないであろう。また、国家の資産と党の資産を明確に分離する必要もある。国家の資産は「公民」が管理し、党の資産は党員が管理すべきものであるからである。さらに言えば、反腐敗闘争が政敵排除に利用されてきたことは周知のことであるが、本来腐敗を一掃するのに必要なのは腐敗を生まないようにするための情報開示にある。

こうした議論は、最終的には情報は誰のものであるのかという命題にたどり着く。言い古された言葉を繰り返せば、情報は「われわれ国民のものである」となるのだが、実際にはいかなる体制の下にあっても為政者によって国益と公益に基づきそれが管理されるものである。中国が党国体制を一つのモデルとするならば中国共産党—中華人民共和国—中国国民の三者が情報を共有できるシステムを構築し、それに外国人も自由にアクセスできるようになることが一つの努力目標としてあるべきであり、その実現は中国が米国に替ってより魅力のある世界のリーダーになり得る要件の一つともなるはずである。

しかし、政党（中国共産党）の情報は「法」によって守られる一方、情報公開の対象にならず、新「条例」に明記されなかったこと。さらに、「条例」が日本や台湾のように「法」のレベルにまで高められなかったこと。そして、中央政府の「國務院部門」が削除されたことなどから、改定された新「条例」は12年の時間の経過に関わらず、新しい中国モデルの提示はおろか、情報の共有

を基礎とした開かれた党国体制構築にも程遠く、旧態依然とした「一党独裁」という言葉に象徴される党国体制にあることを示すものであった。

最後に、メディア管理について付言すると、「党と国家の機構改革深化方案」(《深化党和国家机构改革方案》)に基づいて、2018年3月に中央テレビ局(CCTV)、中央人民放送局、中国国際放送局が合併して、中央放送テレビ総台(中央广播电视总台(China Media Group))が設置されたが、國務院直屬事業單位として、中共中央宣傳部の指導を受けることが明確化された。同時に、これまでの国家新聞出版放送テレビ総局(国家新闻出版广电总局)の新聞出版管理と映画管理の職責は国家映画局(国家电影局)と国家新聞出版署・国家版權局(国家新闻出版署・国家版权局)に改編され、中共中央宣傳部によって統一管理されるようになった。このようにメディア管理部門の情報は「指導」という名の下で中共中央宣傳部によって一括管理されることになり、「公民」などからの情報開示請求の対象となくなっている。

この新「条例」公表に当たって、司法部の責任者が「公開を常態とし、非公開を例外とする」(公开为常态、不公开为例外)(法制日報2019.4.16)として改定の趣旨を述べている。確かに技術面においては旧「条例」に比べ明確になったが、「公民」の「知る権利」という視座に立つと、上述した点から、新「条例」は、前進はおろか、むしろ後退したというべきかもしれない。

なお、本欄に資料として掲載した(1)2019年版「中華人民共和国政府情報公開条例」は本学大学院新聞学研究科在籍の孫鏡鉞、任雨婷、李韵涵、趙沙、劉馨凝、芮玉潔、王默、吳柳の諸君と武蔵野学院大学大学院博士後期課程国際コミュニケーション研究科在籍の孫鑫鈺さんが日本語に試訳し、芮玉潔さんが整理した。また、(2)2007年版「中華人民共和国政府情報公開条例」は筆者が以前に試訳したものを一部修正して転載した。そして、比較参照資料として、(3)2017「中国共産党党務公開条例(試行)」(中国共产党党务公开条例(试行))(原文のみ)と台湾において2005年(民国94年12月28日)に制定・施行された(4)中華民国「政府情報公開法」(政府資訊公開法)(原文のみ)、を後掲している。

## 資料

- (1) 2019年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)  
(原文) 2019年版「中华人民共和国政府信息公开条例」
- (2) 2007年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)  
(原文) 2007年版「中华人民共和国政府信息公开条例」
- (3) 2017「中国共産党党務公開条例(試行)」(原文)
- (4) 中華民国「政府資訊公開法」(原文)

- (1) 2019年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)

## 中華人民共和国政府情報公開条例

### 第一章 総則

第一条 公民、法人およびその他の組織が法に基づいて政府の情報を取得することを保障し、政府の活動の透明度を向上させ、法治政府を建設し、人民大衆の生産、生活および経済社会活動に対する政府情報のサービスの役割を充分發揮させるため、本条例を制定する。

第二条 本条例の称するところの政府情報とは、行政機関が行政管理職能を履行する過程において作成あるいは取得したもので、一定の形式によって記録、保存された情報を指す。

第三条 各級人民政府は政府情報公開活動に対する組織的指導を強化すべきものとする。

国务院弁公庁は全国の政府情報公開活動の主管部門であり、全国の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

県級以上の地方人民政府弁公庁（室）は当該行政区域の政府情報公開活動の主管部門であり、当該行政区域の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

垂直指導を実行する部門の弁公庁（室）は当該系統の政府情報公開活動を主管する。

第四条 各級人民政府および県級以上の人民政府部門は当該行政機関の政府情報公開活動制度をつくり、健全にさせるとともに、併せて機関（以下政府情報公開活動機関と総称する）を指定し、当該行政機関の政府情報公開の日常活動の責任を負わせるべきものとする。

政府情報公開活動機関の具体的職能は：

（一）当該行政機関の政府情報公開事項を処理する。

（二）当該行政機関の公開する政府情報を維持更新する。

（三）当該行政機関の政府情報公開案内、政府情報公開目録および政府情報公開活動年次報告を組織編成する。

（四）公開しようとする政府情報の審査を組織展開する。

（五）当該行政機関の規定する政府情報公開と関係するその他の職能。

第五条 行政機関の政府情報公開は、公開を常態にし、非公開を例外にすることを堅持し、公正、公平、合法、便民の原則を遵守すべきものとする。

第六条 行政機関は政府情報を適時に、正確に公表すべきものとする。

行政機関は社会の安定に影響を及ぼすか影響を与える可能性のある、社会と経済の管理秩序を混乱させる虚偽あるいは不完全な情報を見つけたら、正確な政府情報を発表し、それを正すべきものとする。

第七条 各級人民政府は積極的に政府情報公開活動を推進し、政府情報公開活動の内容を段階的に増加すべきものとする。

第八条 各級人民政府は、政府情報資源の規範化、標準化、情報化管理を強化し、インターネット政府情報公開プラットフォームの建設を強化し、政府情報公開プラットフォームと政府サービスプラットフォーム融合を推進し、政府情報公開のオンライン処理レベルを向上すべきものとする。

第九条 公民、法人及びその他の組織は、行政機関の政府情報公開活動に対して監督を行うとともに、批判と提案を行う権利を有する。

## 第二章 公開の主体と範囲

第十条 行政機関が作成した政府情報は、当該政府情報を作成した行政機関によって責任をもつ

て公開すべきものとする。行政機関が公民、法人、その他の組織から取得した政府情報は、当該政府情報を保存する行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。行政機関が取得したその他の行政機関の政府情報は、当該政府情報を作成したかまたは最初に取得した行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開に対する権限について他に規定のあるものは、その規定に従う。

行政機関が設立した派出機関、内設機関で法律、法規に基づいて対外的に行政管理機能を自らの名義で履行する場合には、当該派出機関、内設機関が行政管理機能の履行に関わる政府情報の公開活動の責任を負うことができる。

二つ以上の行政機関が共同で作成した政府情報は、先頭で作成した行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。

第十一条 行政機関は政府情報公開調整メカニズムをつくり、健全にさせるべきものとする。行政機関が公開する政府情報が、その他の機関に関わる時は、関係機関と協議して確認を行い、行政機関が公開する政府情報が正確一致することを保証すべきものとする。

行政機関の政府情報の公開で、法律、行政法規および国家の関係規定に合わせて承認を必要とするものは、承認を得て公開することができる。

第十二条 行政機関が編成公布する政府情報公開案内および情報公開目録は適時に更新すべきものとする。政府情報公開案内には、政府情報の分類、編成配列体系、取得方法および政府情報公開活動機関の名称、勤務地点、勤務時間、連絡電話、FAX 番号、インターネット連絡方式などの内容を含む。

政府情報公開目録には、政府情報の索引、名称、内容概略、作成期日などの内容を含む。

第十三条 本条例第十四条、第十五条、第十六条の規定する政府情報を除き、政府情報は公開すべきものとする。

行政機関が政府情報を公開するには、自主的公開と申請による公開の方式を採る。

第十四条 法律に基づいて国家秘密と確定された政府情報、法律、行政法規によって公開を禁止された政府情報、および公開されれば国家の安全、公共の安全、経済の安全、社会の安定に危害をあたえる可能性がある政府情報は、公開することができない。

第十五条 商業秘密、個人のプライバシーに関わり、公開すると第三者の合法的な権益に損害をあたえるであろう政府情報は公開してはならない。しかし、第三者が公開に同意するかあるいは行政機関が公開しないと公共の利益に重大な影響を与えると認めた場合、公開することができる。

第十六条 行政機関の人事管理、後勤管理、内部プロセスなどの分野の情報を含む内部事務情報は公開しないことができる。

行政機関が行政管理職能を履行する過程で作られた討議記録、過程原稿、交渉書簡、指示要請報告など過程的な情報及び行政法執行案件の情報は、公開しないことができる。法律、法規、規程が上記の情報を公開すべきであると規定するものは、その規定に従う。

第十七条 行政機関は政府情報公開審査メカニズムをつくり、健全にし、審査の手続きおよび責任を明確にすべきものとする。

行政機関は「中華人民共和国国家秘密保護法」及びその他の法律、法規や国家の関係規定に合わせて公開しようとする政府情報に対して審査を行うべきものとする。

行政機関は政府情報を公開できるかどうか確定できない時は、法律、法規、および国家の関係規定に合わせて関係主管部門または秘密保護行政管理部門に報告、確定を求めるべきものとする。

第十八条 行政機関は政府情報管理の動態調整メカニズムをつくり、健全にし、当該行政機関が公開することができない政府情報に対して定期的な評価審査を行い、情勢の変化によって公開できる政府情報は公開すべきものとする。

### 第三章 主体的公開

第十九条 公衆の利益の調整に関わり、公衆が広範に知るか或いは公衆が政治参与する必要がある政府情報に対しては、行政機関は主体的に公開すべきものとする。

第二十条 行政機関は本条例第十九条の規定に合わせて、当該行政機関の下記の政府情報を主体的に公開すべきものとする。

- (一) 行政法規、規程と規範的文書。
- (二) 機関の職能、機構の設置、勤務地点、勤務時間、連絡方式、責任者の氏名。
- (三) 国民経済と社会発展計画、特定項目計画、区域計画及び関連政策。
- (四) 国民経済と社会発展統計情報。
- (五) 行政許可と他の對外管理サービス事項を処理した根拠、条件、手続き及び処理結果。
- (六) 行政処罰、行政執行を実施した根拠、条件、手続及び当該行政機関によって一定の社会的影響力を持つと認定められた行政処罰決定。
- (七) 財政予算、決算情報。
- (八) 行政事業性料金徴収項目及びその根拠、基準。
- (九) 政府の集中購入項目の目録、基準及び実施状況。
- (十) 重大な建設プロジェクトの承認と実施情況。
- (十一) 貧困扶助、教育、医療、社会保障、就業促進等の分野の政策、措置及びその実施情況。
- (十二) 突発公共事件の応急マニュアル、警戒情報及び対応情況。
- (十三) 環境保護、公共衛生、安全生産、食品薬品、製品品質の監督検査情況。
- (十四) 公務員試験の職域、定員、応募条件等の事項及び採用結果。
- (十五) 法律、法規、規定及び国家の関連法令により、主体的に公開すべきと規定されているその他の情報。

第二十一条 本条例の第二十条に規定されている政府情報以外、区を設けている市級人民政府、県級人民政府及びその部門はまた当該地方の具体的な状況に基づいて、市政建設、公共サービス、公益事業、土地の徴収、家屋の徴収、治安管理、社会救済などの分野の政府情報を主体的に公開すべきものとする。郷（鎮）人民政府は当該地方の具体的な状況に基づいて、農業農村政策、農地の水利工事の建設と運営、農村土地請負経営権の回転、宅地使用状況の審査承認、土地の徴収、家屋の徴収、資金調達労働者調達、社会救済などの分野の政府情報も主体的に公開すべきものとする。

第二十二条 行政機関は本条例の第二十条、第二十一条の規定に従って、主体的に公開する政府情報の具体的内容を確認し、併せて上級行政機関の配置によって、主体的に公開する内容を絶えず増やすべきものとする。

第二十三条 行政機関は政府情報公表メカニズムをつくり、健全にさせ、主体的に公開する政府情報を政府広報、政府ホームページ或いはその他のインターネット政務媒体、プレス発表会および新聞雑誌、ラジオ、テレビなどのルートを通じて公開すべきものとする。

第二十四条 各級人民政府は政府ポータルサイトに託して政府情報を公開する活動を強化すべきであり、統一された政府情報公開プラットフォームを利用し主体的に公開する政府情報を集中的に公表する。政府情報公開プラットフォームは情報検索、閲覧、ダウンロードなどの機能を備えるべきである。

第二十五条 各級人民政府は国家公文書館、公共図書館、政務サービス所において政府情報閲覧所を設置するとともに、相応の施設、設備を配備し、公民、法人とその他の組織が政府情報を取得する上で便宜を与えるべきものとする。

行政機関は必要に応じて公共閲覧室、資料受領窓口、情報公告掲示板、電子情報ディスプレイなどの場所、施設を設置し、政府情報を公開することができる。

行政機関は適時に国家公文書館、公共図書館に主体的に公開する政府情報を提供すべきものとする。

第二十六条 主体的に公開する範囲に属する政府情報は、当該政府情報ができたかあるいは変更の日から作業日 20 日以内に適時に公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開の期限に対して別の規定のあるものは、その規定に従う。

#### 第四章 申請による公開

第二十七条 行政機関が主体的に公開する政府情報を除き、公民、法人あるいは他の組織は、地方の各級人民政府、対外的に自己の名義により行政管理職能を履行する県級以上の人民政府部門（本条例の第十条第 2 款に規定する派出機関、内設機関を含む）に対して、関連する政府情報の取得を申請することができる。

第二十八条 本条例第二十七条に規定する行政機関は、政府情報公開の申請のルートをつくり健全にし、申請人が法律に基づいて政府の情報を取得するための便宜を提供すべきものとする。

第二十九条 公民、法人あるいはその他の組織が政府情報を取得申請する場合は、行政機関の政府情報公開活動機関に提出し、併せて書簡、データメッセージを含む書面形式を採用すべきものとする；書面形式採用に確かに困難がある場合は、申請人が口頭で申し出ることができ、当該申請を受理する政府情報公開活動機関が代わって政府情報公開申請を書くことができる。

政府情報公開申請には下記の内容が含まれるべきものとする。

（一）申請人の姓名あるいは名称、身分証明、連絡方法。

（二）公開申請する政府情報の名称、文書番号あるいは行政機関の照会を容易にするその他の特徴的な記述。

（三）公開申請する政府情報を取得する方式や経路を含む形式についての要望。

第三十条 政府情報公開申請の内容が不明確な場合は、行政機関が指導と解釈を与えるとともに、申請を受けた日から作業日 7 日以内に一括申請人に通知し、補正が必要な事項と適正な補正期限を説明すべきものとする。回答期限は、行政機関が補正の申請を受けた日から計算する。申請人が正当な理由なくして期限を過ぎても補正しない場合、申請を放棄したものとみなし、行政機関は

当該政府情報公開申請を処理しない。

第三十一条 行政機関が政府情報公開の申請を受けた時期は、次の規定に基づいて確認する。

(一) 申請人が直接政府情報公開の申請を提出した場合、申請を提出した日を申請を受け付けた日と見なす。

(二) 申請人が郵送方式で政府情報公開の申請を提出した場合、行政機関が受領した日を申請を受け付けた日とする。通常の手紙など受領印の必要がない郵送方式で政府情報公開申請を提出した場合、政府情報公開業務機関は、申請を受け取った当日に申請人と確認し、確認した日を申請を受け付けた日とする。

(三) 申請人がインターネットのルートまた政府情報公開活動機関のFAXを通じて政府情報公開申請をした場合、双方が確認した日を申請を受け付けた日とする。

第三十二条 申請に基づいて、公開される政府情報の公開が第三者の合法的な権益を損なうであろう場合、行政機関は書面で第三者の意見を聴取すべきものとする。第三者は意見聴取書を受領した日から作業日15日以内に意見を提出すべきものとする。第三者が期限を超えて意見が出せなかった場合は、行政機関によって条例の規定に基づいて公表するかどうかを決定する。第三者が開示に同意せず、それに合理的な理由がある場合は、行政機関は公開しない。行政機関は、公開しないことが公共の利益に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、公開することを決定すると共に、公開を決定した政府情報の内容と理由を第三者に書面で通知することができる。

第三十三条 行政機関は政府情報公開申請を受け付けたら、その場で回答できるものはその場で回答すべきものとする。

行政機関がその場で回答できない場合、申請を受けた日から作業日20日以内に回答すべきものとする。回答期限を延長する必要がある場合、政府情報公開活動機関の責任者の同意を得るとともに申請人に告知すべきものとし、延長期限は最長で作業日20日を超えてはならない。

行政機関が第三者及びその他の機関に意見を求めるのに必要な時間は前款規定の期限内に計算されない。

第三十四条 公開が申請された政府情報で二つ以上の行政機関が共同で制作したものは、先頭で作成した行政機関が政府情報公開申請を受けた後、関連する行政機関の意見を求めることができ、意見を求められた行政機関は意見聴取書を受け取った日から15作業日以内に意見を提出すべきであり、期限を超えて意見が提出されなかった場合は公開に同意したものと見なす。

第三十五条 申請人の政府情報公開申請の数と頻度が明らかに合理的な範囲を超えている場合、行政機関は申請人に理由の説明を要求することができる。行政機関は申請理由が不合理であると判断したものは、申請人に処理しないことを告知する。行政機関は申請理由は合理的であると判断するが、本条例第三十三条に規定する期限内に申請人に回答できないものは回答を延期した合理的な期限を確定し、併せて申請人に告知することができる。

第三十六条 政府情報公開申請に対して、行政機関は下記の状況に従ってそれぞれ回答を行う。

(一) 公開申請されたところの情報がすでに主体的に公開されているものは、申請人に当該政府情報の取得方法とルートを告知する。

(二) 公開申請されたところの情報が公開できるものは、申請人に当該政府情報を提供するか、あるいは当該政府情報の取得方法、ルート及び時間を告知する。

(三) 行政機関が本条例の規定に従って公開することができないことを決定したものは、申請人に公開することができないことを告知し、併せて理由を説明する。

(四) 検索によって、公開申請されたところの情報が存在しない場合は、申請人に当該政府情報が存在しないことを告知する。

(五) 公開申請されたところの情報が当該行政機関の公開の責任をもつものに属さないものは、申請人に告知し、併せて理由を説明する。当該政府情報を責任をもって公開できる行政機関を確認できる場合、申請人に当該行政機関の名称、連絡方法を告知する。

(六) 行政機関は申請人が提出した政府情報公開の申請についてすでに回答していて、申請人が同じ政府情報の公開を重複し申請したものについては、申請人に重複して処理しないことを告知する。

(七) 公開申請されたところの情報が工商と不動産登記資料などに属する情報で、関係法律、行政法規に情報の取得に特別な規定があるものは、申請人に関係法律、行政法規の規定に従って処理することを告知する。

第三十七条 公開申請された情報の中に公開すべきではない、あるいは政府情報に属さない内容が含まれていて、区別して処理できるものについては、行政機関は申請人に対して公開できる政府情報内容を提供し、併せて公開することができない内容についての理由を説明すべきものとする。

第三十八条 行政機関が申請人に提供する情報は、すでに作成または取得された政府情報とすべきものとする。本条例第三十七条の規定に合わせて区別して処理できるもの以外、行政機関が既存の政府情報に対して加工、分析する必要があるものは、行政機関は提供しないことができる。

第三十九条 申請人が政府情報公開申請の形式で投書来訪、苦情、摘発等の活動を行った場合、行政機関は、申請人に政府情報公開申請として処理しないことを告知し、併せて相応のルートを通じて提出できることを告知できる。

申請人が提出した申請内容が行政機関に政府公報、新聞雑誌、書籍等公開出版物の提供を要求しているものは、行政機関は取得するルートを告知することができる。

第四十条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、申請人の要求及び行政機関が政府情報を保存する実際の状況によって、政府情報を提供する具体的な形式を確定すべきものとする。申請人が要求する形式に基づいて政府情報を提供するには、政府情報キャリアーの安全を脅かす可能性があるかあるいは公開コストが高すぎるものは、電子データ及びその他の適当な形式を通じて提供するか、あるいは申請人に関係政府情報を閲覧させ、書き写させることができる。

第四十一条 公民、法人あるいはその他の組織は行政機関が提供したそれ自身に関する政府情報の記録が正確ではないことを証明する証拠をもつ場合、当該行政機関に訂正を要求することができる。訂正する権限をもつ行政機関は審査して事実であった場合、訂正するとともに、併せて申請人に告知すべきものとする。当該行政機関の職能の範囲に属さない場合、行政機関は訂正する権限をもつ行政機関に転送し処理をゆだねるとともに、併せて、申請人に告知、あるいは申請人に訂正する権限をもつ行政機関に提出することを告知すべきものとする。

第四十二条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、料金を受け取らない。しかし、申請人が政府情報公開を申請した数量、頻度が合理的な範囲を超える場合、行政機関は情報処理費を受け取ることができる。

行政機関の情報処理費を受け取る具体的な方法は国務院価格主管部門が国務院財政部門、全国政

府情報公開活動主管部門とともに制定する。

第四十三条 政府情報公開を申請した公民に閲覧困難あるいは視聴障害がある場合、行政機関はそのために必要な援助を提供すべきものとする。

第四十四条 複数の申請人が同じ政府情報について同一行政機関に公開申請を提出し、しかも当該政府情報が公開できるものに属する場合、行政機関は主体的に公開できる範囲に入れることができる。行政機関が申請に応じて公開する政府情報に対して、申請人が公衆の利益の調整に関連し、公衆が広範に知らなければならない、あるいは公衆が政策決定に参加する必要があると考えた場合、行政機関にその情報を主体的に公開する範囲に入れることを提案することができる。行政機関は審査して主体的に公開する範囲に属するものと認められると考えたば場合、適時に主体的に公開すべきものとする。

第四十五条 行政機関は政府情報の公開申請登録、審査、取り扱い、回答、文書保存の活動制度を確立、健全にし、活動規範を強化すべきものとする。

## 第五章 監督と保障

第四十六条 各級人民政府は情報公開評価制度、社会評議制度及び責任追及制度を作り、健全にさせ、定期的に政府情報公開活動に対して考課、評議を行うべきものとする。

第四十七条 政府情報公開活動主管部門は政府の情報公開に対して日常的な指導と監督検査を強化すべきものとする。要求に沿って情報公開活動を行わない行政機関に対し、整頓的改善または通報批判を行うべきものとする。責任を負う指導者及び直接的責任者に対して責任を追及する必要があるものは、法律に基づいて権限をもつ機関に処理の提案を提起する。

公民、法人或いはその他の組織は、行政機関が要求に沿って主体的に政府情報を公開せず、又は政府情報公開申請に対して法に基づいて処理の返答を行わないと考えた場合、政府情報公開活動主管部門に提起することができる。政府情報公開活動主管部門の調査結果が事実であった場合、督促、整頓しながら改善、あるいは通報批判を行うべきものとする。

第四十八条 政府情報公開活動主管部門は行政機関の政府情報公開活動要員に対して、定期的に訓練を行うべきものとする。

第四十九条 県級以上の人民政府部門は毎年1月31日までに当該級政府情報公開活動主管部門に当該行政機関の前年度の政府情報公開活動年次報告を提出するとともに社会に公表すべきものとする。

県級以上の地方人民政府の政府情報公開活動主管部門は毎年3月31日までに社会に当該級政府前年度政府情報公開活動年次報告を公表すべきものとする。

第五十条 政府情報公開活動年次報告は以下の内容を含むべきものとする。

- (一) 行政機関が主体的に政府情報を公開した状況。
- (二) 行政機関が政府情報公開申請を受け付け、処理した状況。
- (三) 政府情報公開業務について行政再議が申請され、行政訴訟が提起された状況。

(四) 政府情報公開業務に存在している主な問題及び改善状況、各級人民政府の政府情報公開業務年次報告はさらに勤務考課、社会評議及び責任を追及した結果の状況も含むべきものとする。

(五) その他の報告が必要な事項。

全国政府情報公開活動主管部門は政府情報公開活動年次報告の統一書式を公表するとともに、併せて適時に更新すべきものとする。

第五十一条 公民、法人またはその他の組織は行政機関が政府の情報公開業務活動においてその合法的権益を侵害すると認めた場合、一級上の行政機関または政府情報公開活動主管部門に対してクレーム、摘発することができ、法律に基づいて行政再議を申請すること、あるいは行政訴訟を提起することもできる。

第五十二条 行政機関が本条例の規定に違反し、政府の情報公開に関する制度システムを確立し、健全にしていけない場合、一級上の行政機関が是正を命ずる。情状が重大である場合、責任を負う指導者と直接的責任者に対し、法により処分を与える。

第五十三条 行政機関が本条例の規定に違反し、次のいずれかにあたる場合、一級上の行政機関が是正を命ずる。情状が重大である場合、責任を負う指導者と直接的責任者に対して法により処分を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

- (一) 法律に基づいて政府の情報公開の職能を履行しない。
- (二) 公開された政府情報の内容、政府情報公開案内及び政府情報公開目録を適時に更新しない。
- (三) 本条例の規定に違反するその他の状況。

## 第六章 付則

第五十四条 法律、法規によって権限を与えられた公共事務を管理する職能を有する組織の政府情報公開活動は、この条例を適用する。

第五十五条 教育、衛生健康、給水、電力供給、ガス供給、熱供給、環境保護、公共交通など人民大衆の利益と密接に関係する公共企業、事業単位は、社会公共サービスを提供する過程で作成、入手した情報を公開する場合、関連法律、法規及び国務院の主管部門または機関の規定に従って執行する。全国政府情報公開活動主管部門は、実際の必要に応じて専門的な規定を制定することができる。

前款に規定された公共企業、事業単位が関連する法律、法規及び国務院の関連主管部門又は機関の規定に従わず社会公共サービスを提供する過程で作成、入手した情報を公開した場合、公民、法人またはその他の組織は、関連主管部門または機関に対して申し立てることができ、申し立てを受けた部門または機関は、速やかに調査処理を行うとともに、その処理結果を申し立て人に告知すべきものとする。

第五十六条 この条例は2019年5月15日から施行する。

(翻訳：孫鑫鈺 孫鏡鉸 任雨婷 李韻涵 趙沙 劉馨凝 芮玉潔 王默 吳柳・整理：芮玉潔)

(原文) 2019年版「中华人民共和国政府信息公开条例」

中华人民共和国政府信息公开条例

## 第一章 總則

第一條 為了保障公民、法人和其他組織依法獲取政府信息，提高政府工作的透明度，建設法治政府，充分發揮政府信息對人民群眾生產、生活和經濟社會活動的服務作用，制定本條例。

第二條 本條例所稱政府信息，是指行政機關在履行行政管理職能過程中制作或者獲取的，以一定形式記錄、保存的信息。

第三條 各級人民政府應當加強對政府信息公開工作的組織領導。

國務院辦公廳是全國政府信息公開工作的主管部門，負責推進、指導、協調、監督全國的政府信息公開工作。

縣級以上地方人民政府辦公廳（室）是本行政區域的政府信息公開工作主管部門，負責推進、指導、協調、監督本行政區域的政府信息公開工作。

實行垂直領導的部門的辦公廳（室）主管本系統的政府信息公開工作。

第四條 各級人民政府及縣級以上人民政府部門應當建立健全本行政機關的政府信息公開工作制度，並指定機構（以下統稱政府信息公開工作機構）負責本行政機關政府信息公開的日常工作。

政府信息公開工作機構的具體職能是：

- （一）辦理本行政機關的政府信息公開事宜；
- （二）維護和更新本行政機關公開的政府信息；
- （三）組織編制本行政機關的政府信息公開指南、政府信息公開目錄和政府信息公開工作年度報告；
- （四）組織開展對擬公開政府信息的審查；
- （五）本行政機關規定的與政府信息公開有關的其他職能。

第五條 行政機關公開政府信息，應當堅持以公開為常態、不公開為例外，遵循公正、公平、合法、便民的原則。

第六條 行政機關應當及時、準確地公開政府信息。

行政機關發現影響或者可能影響社會穩定、擾亂社會和經濟管理秩序的虛假或者不完整信息的，應當發布準確的政府信息予以澄清。

第七條 各級人民政府應當積極推進政府信息公開工作，逐步增加政府信息公開的內容。

第八條 各級人民政府應當加強政府信息資源的规范化、標準化、信息化管理，加強互聯網政府信息公開平台建設，推進政府信息公開平台與政務服務平台融合，提高政府信息公開在線辦理水平。

第九條 公民、法人和其他組織有權對行政機關的政府信息公開工作進行監督，並提出批評和建議。

## 第二章 公開的主體和範圍

第十條 行政機關制作的政府信息，由制作該政府信息的行政機關負責公開。行政機關從公民、法人和其他組織獲取的政府信息，由保存該政府信息的行政機關負責公開；行政機關獲取的其他行政機關的政府信息，由制作或者最初獲取該政府信息的行政機關負責公開。法律、法規對政府信息公開的權限另有規定的，從其規定。

行政機關設立的派出機構、內設機構依照法律、法規對外以自己名義履行行政管理職能的，可以由該派出機構、內設機構負責與所履行行政管理職能有關的政府信息公開工作。

两个以上行政机关共同制作的政府信息，由牵头制作的行政机关负责公开。

第十一条 行政机关应当建立健全政府信息公开协调机制。行政机关公开政府信息涉及其他机关的，应当与有关机关协商、确认，保证行政机关公开的政府信息准确一致。

行政机关公开政府信息依照法律、行政法规和国家有关规定需要批准的，经批准予以公开。

第十二条 行政机关编制、公布的政府信息公开指南和政府信息公开目录应当及时更新。

政府信息公开指南包括政府信息的分类、编排体系、获取方式和政府信息公开工作机构的名称、办公地址、办公时间、联系电话、传真号码、互联网联系方式等内容。

政府信息公开目录包括政府信息的索引、名称、内容概述、生成日期等内容。

第十三条 除本条例第十四条、第十五条、第十六条规定的政府信息外，政府信息应当公开。

行政机关公开政府信息，采取主动公开和依申请公开的方式。

第十四条 依法确定为国家秘密的政府信息，法律、行政法规禁止公开的政府信息，以及公开后可能危及国家安全、公共安全、经济安全、社会稳定的政府信息，不予公开。

第十五条 涉及商业秘密、个人隐私等公开会对第三方合法权益造成损害的政府信息，行政机关不得公开。但是，第三方同意公开或者行政机关认为不公开会对公共利益造成重大影响的，予以公开。

第十六条 行政机关的内部事务信息，包括人事管理、后勤管理、内部工作流程等方面的信息，可以不予公开。

行政机关在履行行政管理职能过程中形成的讨论记录、过程稿、磋商信函、请示报告等过程性信息以及行政执法案卷信息，可以不予公开。法律、法规、规章规定上述信息应当公开的，从其规定。

第十七条 行政机关应当建立健全政府信息公开审查机制，明确审查的程序和责任。

行政机关应当依照《中华人民共和国保守国家秘密法》以及其他法律、法规和国家有关规定对拟公开的政府信息进行审查。

行政机关不能确定政府信息是否可以公开的，应当依照法律、法规和国家有关规定报有关主管部门或者保密行政管理部门确定。

第十八条 行政机关应当建立健全政府信息管理动态调整机制，对本行政机关不予公开的政府信息进行定期评估审查，对因情势变化可以公开的政府信息应当公开。

### 第三章 主动公开

第十九条 对涉及公共利益调整、需要公众广泛知晓或者需要公众参与决策的政府信息，行政机关应当主动公开。

第二十条 行政机关应当依照本条例第十九条的规定，主动公开本行政机关的下列政府信息：

- (一) 行政法规、规章和规范性文件；
- (二) 机关职能、机构设置、办公地址、办公时间、联系方式、负责人姓名；
- (三) 国民经济和社会发展规划、专项规划、区域规划及相关政策；
- (四) 国民经济和社会发展统计信息；
- (五) 办理行政许可和其他对外管理服务事项的依据、条件、程序以及办理结果；
- (六) 实施行政处罚、行政强制的依据、条件、程序以及本行政机关认为具有一定社会影响的行政处罚决定；

- (七) 財政預算、決算信息；
- (八) 行政事業性收費項目及其依據、標準；
- (九) 政府集中採購項目的目錄、標準及實施情況；
- (十) 重大建設項目的批准和實施情況；
- (十一) 扶貧、教育、醫療、社會保障、促進就業等方面的政策、措施及其實施情況；
- (十二) 突發公共事件的應急預案、預警信息及應對情況；
- (十三) 環境保護、公共衛生、安全生產、食品藥品、產品質量的監督檢查情況；
- (十四) 公務員招考的職位、名額、報考條件等事項以及錄用結果；
- (十五) 法律、法規、規章和國家有關規定規定應當主動公開的其他政府信息。

第二十一條 除本條例第二十條規定的政府信息外，設區的市級、縣級人民政府及其部門還應當根據本地方的具體情況，主動公開涉及市政建設、公共服務、公益事業、土地徵收、房屋徵收、治安管理等、社會救助等方面的政府信息；鄉（鎮）人民政府還應當根據本地方的具體情況，主動公開貫徹落實農業農村政策、農田水利工程建設運營、農村土地承包經營權流轉、宅基地使用情況審核、土地徵收、房屋徵收、籌資籌勞、社會救助等方面的政府信息。

第二十二條 行政機關應當依照本條例第二十條、第二十一條的規定，確定主動公開政府信息的具體內容，並按照上級行政機關的部署，不斷增加主動公開的內容。

第二十三條 行政機關應當建立健全政府信息發布機制，將主動公開的政府信息通過政府公報、政府網站或者其他互聯網政務媒體、新聞發布會以及報刊、廣播、電視等途徑予以公開。

第二十四條 各級人民政府應當加強依托政府門戶網站公開政府信息的工作，利用統一的政府信息公開平台集中發布主動公開的政府信息。政府信息公開平台應當具備信息檢索、查閱、下載等功能。

第二十五條 各級人民政府應當在國家檔案館、公共圖書館、政務服務場所設置政府信息查閱場所，並配備相應的設施、設備，為公民、法人和其他組織獲取政府信息提供便利。

行政機關可以根據需要設立公共查閱室、資料索取點、信息公告欄、電子信息屏等場所、設施，公開政府信息。

行政機關應當及時向國家檔案館、公共圖書館提供主動公開的政府信息。

第二十六條 屬於主動公開範圍的政府信息，應當自該政府信息形成或者變更之日起 20 個工作日內及時公開。法律、法規對政府信息公開的期限另有規定的，從其規定。

#### 第四章 依申請公開

第二十七條 除行政機關主動公開的政府信息外，公民、法人或者其他組織可以向地方各級人民政府、對外以自己名義履行行政管理職能的縣級以上人民政府部門（含本條例第十條第二款規定的派出機構、內設機構）申請獲取相關政府信息。

第二十八條 本條例第二十七條規定的行政機關應當建立完善政府信息公開申請渠道，為申請人依法申請獲取政府信息提供便利。

第二十九條 公民、法人或者其他組織申請獲取政府信息的，應當向行政機關的政府信息公開工作機構提出，並採用包括信件、數據電文在內的書面形式；採用書面形式確有困難的，申請人可以口頭提出，由受理該申請的政府信息公開工作機構代為填寫政府信息公開申請。

政府信息公开申请应当包括下列内容：

- (一) 申请人的姓名或者名称、身份证明、联系方式；
- (二) 申请公开的政府信息的名称、文号或者便于行政机关查询的其他特征性描述；
- (三) 申请公开的政府信息的形式要求，包括获取信息的方式、途径。

第三十条 政府信息公开申请内容不明确的，行政机关应当给予指导和释明，并自收到申请之日起7个工作日内一次性告知申请人作出补正，说明需要补正的事项和合理的补正期限。答复期限自行政机关收到补正的申请之日起计算。申请人无正当理由逾期不补正的，视为放弃申请，行政机关不再处理该政府信息公开申请。

第三十一条 行政机关收到政府信息公开申请的时间，按照下列规定确定：

- (一) 申请人当面提交政府信息公开申请的，以提交之日为收到申请之日；
- (二) 申请人以邮寄方式提交政府信息公开申请的，以行政机关签收之日为收到申请之日；以平常信函等无需签收的邮寄方式提交政府信息公开申请的，政府信息公开工作机构应当于收到申请的当日与申请人确认，确认之日为收到申请之日；
- (三) 申请人通过互联网渠道或者政府信息公开工作机构的传真提交政府信息公开申请的，以双方确认之日为收到申请之日。

第三十二条 依申请公开的政府信息公开会损害第三方合法权益的，行政机关应当书面征求第三方的意见。第三方应当自收到征求意见书之日起15个工作日内提出意见。第三方逾期未提出意见的，由行政机关依照本条例的规定决定是否公开。第三方不同意公开且有合理理由的，行政机关不予公开。行政机关认为不公开可能对公共利益造成重大影响的，可以决定予以公开，并将决定公开的政府信息内容和理由书面告知第三方。

第三十三条 行政机关收到政府信息公开申请，能够当场答复的，应当当场予以答复。

行政机关不能当场答复的，应当自收到申请之日起20个工作日内予以答复；需要延长答复期限的，应当经政府信息公开工作机构负责人同意并告知申请人，延长的期限最长不得超过20个工作日。

行政机关征求第三方和其他机关意见所需时间不计算在前款规定的期限内。

第三十四条 申请公开的政府信息由两个以上行政机关共同制作的，牵头制作的行政机关收到政府信息公开申请后可以征求相关行政机关的意见，被征求意见机关应当自收到征求意见书之日起15个工作日内提出意见，逾期未提出意见的视为同意公开。

第三十五条 申请人申请公开政府信息的数量、频次明显超过合理范围，行政机关可以要求申请人说明理由。行政机关认为申请理由不合理的，告知申请人不予处理；行政机关认为申请理由合理，但是无法在本条例第三十三条规定的期限内答复申请人的，可以确定延迟答复的合理期限并告知申请人。

第三十六条 对政府信息公开申请，行政机关根据下列情况分别作出答复：

- (一) 所申请公开信息已经主动公开的，告知申请人获取该政府信息的方式、途径；
- (二) 所申请公开信息可以公开的，向申请人提供该政府信息，或者告知申请人获取该政府信息的方式、途径和时间；
- (三) 行政机关依据本条例的规定决定不予公开的，告知申请人不予公开并说明理由；
- (四) 经检索没有所申请公开信息的，告知申请人该政府信息不存在；
- (五) 所申请公开信息不属于本行政机关负责公开的，告知申请人并说明理由；能够确定负责公开该政府信息的行政机关的，告知申请人该行政机关的名称、联系方式；

(六) 行政機關已就申請人提出的政府信息公開申請作出答復、申請人重複申請公開相同政府信息的，告知申請人不予重複處理；

(七) 所申請公開信息屬於工商、不動產登記資料等信息，有關法律、行政法規對信息的獲取有特別規定的，告知申請人依照有關法律、行政法規的規定辦理。

第三十七條 申請公開的信息中含有不應當公開或者不屬於政府信息的內容，但是能夠作區分處理的，行政機關應當向申請人提供可以公開的政府信息內容，並對不予公開的內容說明理由。

第三十八條 行政機關向申請人提供的信息，應當是已制作或者獲取的政府信息。除依照本條例第三十七條的規定能夠作區分處理的外，需要行政機關對現有政府信息進行加工、分析的，行政機關可以不予提供。

第三十九條 申請人以政府信息公開申請的形式進行信訪、投訴、舉報等活動，行政機關應當告知申請人不作為政府信息公開申請處理並可以告知通過相應渠道提出。

申請人提出的申請內容為要求行政機關提供政府公報、報刊、書籍等公開出版物的，行政機關可以告知獲取的途徑。

第四十條 行政機關依申請公開政府信息，應當根據申請人的要求及行政機關保存政府信息的實際情況，確定提供政府信息的具體形式；按照申請人要求的形式提供政府信息，可能危及政府信息載體安全或者公開成本過高的，可以通過電子數據以及其他適當形式提供，或者安排申請人查閱、抄錄相關政府信息。

第四十一條 公民、法人或者其他組織有證據證明行政機關提供的與其自身相關的政府信息記錄不準確的，可以要求行政機關更正。有權更正的行政機關審核屬實的，應當予以更正並告知申請人；不屬於本行政機關職能範圍的，行政機關可以轉送有權更正的行政機關處理並告知申請人，或者告知申請人向有權更正的行政機關提出。

第四十二條 行政機關依申請提供政府信息，不收取費用。但是，申請人申請公開政府信息的數量、頻次明顯超過合理範圍的，行政機關可以收取信息處理費。

行政機關收取信息處理費的具體辦法由國務院價格主管部門會同國務院財政部門、全國政府信息公開工作主管部門制定。

第四十三條 申請公開政府信息的公民存在閱讀困難或者視聽障礙的，行政機關應當為其提供必要的幫助。

第四十四條 多個申請人就相同政府信息向同一行政機關提出公開申請，且該政府信息屬於可以公開的，行政機關可以納入主動公開的範圍。

對行政機關依申請公開的政府信息，申請人認為涉及公眾利益調整、需要公眾廣泛知曉或者需要公眾參與決策的，可以建議行政機關將該信息納入主動公開的範圍。行政機關經審核認為屬於主動公開範圍的，應當及時主動公開。

第四十五條 行政機關應當建立健全政府信息公開申請登記、審核、辦理、答復、歸檔的工作制度，加強工作規範。

## 第五章 監督和保障

第四十六條 各級人民政府應當建立健全政府信息公開工作考核制度、社會評議制度和責任追究制

度，定期对政府信息公开工作进行考核、评议。

第四十七条 政府信息公开工作主管部门应当加强对政府信息公开工作的日常指导和监督检查，对行政机关未按照要求开展政府信息公开工作的，予以督促整改或者通报批评；需要对负有责任的领导人员和直接责任人员追究责任的，依法向有权机关提出处理建议。

公民、法人或者其他组织认为行政机关未按照要求主动公开政府信息或者对政府信息公开申请不依法答复处理的，可以向政府信息公开工作主管部门提出。政府信息公开工作主管部门查证属实的，应当予以督促整改或者通报批评。

第四十八条 政府信息公开工作主管部门应当对行政机关的政府信息公开工作人员定期进行培训。

第四十九条 县级以上人民政府部门应当在每年1月31日前向本级政府信息公开工作主管部门提交本行政机关上一年度政府信息公开工作年度报告并向社会公布。

县级以上地方人民政府的政府信息公开工作主管部门应当在每年3月31日前向社会公布本级政府上一年度政府信息公开工作年度报告。

第五十条 政府信息公开工作年度报告应当包括下列内容：

- (一) 行政机关主动公开政府信息的情况；
- (二) 行政机关收到和处理政府信息公开申请的情况；
- (三) 因政府信息公开工作被申请行政复议、提起行政诉讼的情况；
- (四) 政府信息公开工作存在的主要问题及改进情况，各级人民政府的政府信息公开工作年度报告还应当包括工作考核、社会评议和责任追究结果情况；
- (五) 其他需要报告的事项。

全国政府信息公开工作主管部门应当公布政府信息公开工作年度报告统一格式，并适时更新。

第五十一条 公民、法人或者其他组织认为行政机关在政府信息公开工作中侵犯其合法权益的，可以向上一级行政机关或者政府信息公开工作主管部门投诉、举报，也可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第五十二条 行政机关违反本条例的规定，未建立健全政府信息公开有关制度、机制的，由上一级行政机关责令改正；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分。

第五十三条 行政机关违反本条例的规定，有下列情形之一的，由上一级行政机关责令改正；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 不依法履行政府信息公开职能；
- (二) 不及时更新公开的政府信息内容、政府信息公开指南和政府信息公开目录；
- (三) 违反本条例规定的其他情形。

## 第六章 附则

第五十四条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织公开政府信息的活动，适用本条例。

第五十五条 教育、卫生健康、供水、供电、供气、供热、环境保护、公共交通等与人民群众利益密切相关的公共企事业单位，公开在提供社会公共服务过程中制作、获取的信息，依照相关法律、法规和国务院有关主管部门或者机构的规定执行。全国政府信息公开工作主管部门根据实际需要可以制定专门的规定。

前款规定的公共企事业单位未依照相关法律、法规和国务院有关主管部门或者机构的规定公开在提供社会公共服务过程中制作、获取的信息，公民、法人或者其他组织可以向有关主管部门或者机构申诉，接受申诉的部门或者机构应当及时调查处理并将处理结果告知申诉人。

第五十六条 本条例自 2019 年 5 月 15 日起施行。

## (2) 2007 年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)

### 中華人民共和国政府情報公開条例

#### 第一章 総則

第一条 公民、法人およびその他の組織が法に基づいて政府の情報を取得することを保障し、政府の活動の透明度を向上させ、法に基づく行政を促し、人民大衆の生産、生活および経済社会活動に対する政府情報のサービスの役割を充分發揮させるため、本条例を制定する。

第二条 本条例の称する政府情報とは、行政機関が職責を履行する過程において作成あるいは取得したもので、一定の形式によって記録、保存された情報を指す。

第三条 各級人民政府は政府情報公開活動に対する組織指導を強化すべきものとする。国務院弁公庁は全国の政府情報公開活動の主管部門であり、全国の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

県級以上の地方人民政府弁公庁(室)あるいは県級以上の地方人民政府が確定したその他の政府情報公開活動主管部門は当該行政区域の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

第四条 各級人民政府および県級以上の人民政府部門は当該行政機関の政府情報公開活動制度をつくり、健全にさせるとともに、併せて機関(以下政府情報公開活動機関と総称する)を指定し、当該行政機関の政府情報公開の日常活動の責任を負わせるべきものとする。

政府情報公開活動機関の具体的職責は：

- (一) 当該行政機関の政府情報公開事項を具体的に受け持つ。
- (二) 当該行政機関の公開する政府情報を維持更新する。
- (三) 当該行政機関の政府情報公開案内、政府情報公開目録及び政府情報公開活動年次報告を準備編成する。
- (四) 公開しようとする政府情報について秘密保護審査を行う。
- (五) 当該行政機関が規定する政府情報公開と関係するその他の職責。

第五条 行政機関の政府情報公開は、公正、公平、便民の原則を遵守すべきものとする。

第六条 行政機関は政府情報を適時に、正確に公表すべきものとする。行政機関は社会の安定に影響を及ぼすか影響を与える可能性のある、社会管理秩序を混乱させる虚偽あるいは不完全な情報を見つけたら、その職責の範囲内で正確な政府情報を公表し、それを正すべきものとする。

第七条 行政機関は政府情報公表調整メカニズムをつくり、健全にさせるべきものとする。行政機関が公表する政府情報が、その他の行政機関にかかわる時は、関係行政機関と意思の疎通、確認

を行い、行政機関の公表する政府情報が正確一致することを保証すべきものとする。

行政機関の政府情報公表で、国家の関係規定に合わせて承認を必要とするものは、承認を得ることなく発表してはならない。

第八条 行政機関の政府情報公開は、国家の安全、公共の安全、経済の安全及び社会の安定に危害を及ぼしてはならない。

## 第二章 公開の範囲

第九条 行政機関は下記の基本的要求の一つに該当する政府情報について主体的に公開すべきものとする。

- (一) 公民、法人あるいはその他の組織の切実な利益にかかわるもの。
- (二) 社会公衆が幅広く知るあるいは参与する必要があるもの。
- (三) 当該行政機関の設置、職能、事務手続きなどの状況を反映するもの。
- (四) その他の法律、法規および国家の関係規定にあわせて主体的に公開すべきもの。

第十条 県級以上の各級人民政府およびその部門は本条例第九条の規定に合わせて、それぞれの職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的内容を確定するとともに、下記の政府情報を重点的に公開すべきものとする。

- (一) 行政法規、規程および規範的文書
- (二) 国民経済と社会発展計画、特定項目計画、区域計画および関係政策。
- (三) 国民経済と社会発展統計情報。
- (四) 財政予算、決算報告。
- (五) 行政事業としての料金の項目、根拠、基準。
- (六) 政府の集中購入項目の目録、基準および実施状況。
- (七) 行政許可の項目、根拠、条件、数量、期限および行政許可申請に提出の必要なすべての資料項目および事務処理状況。
- (八) 重大建設項目の承認と実施状況。
- (九) 貧困救済、教育、医療、社会保障、就業促進などの分野の政策、措置およびその実施状況。
- (十) 突発公共事件の即応マニュアル、事前警報および対応状況。
- (十一) 環境保護、公共衛生、安全生産、食品薬品、製品品質の監督検査状況。

第十一条 区を設けている市級人民政府、県級人民政府およびその部門が重点的に公開する政府情報には下記の内容を含むべきものとする。

- (一) 都市農村建設と管理の重大事項。
- (二) 社会公益事業建設状況。
- (三) 土地の徴収徴用、家屋の解体移転およびその補償、補助費用の支給、使用状況。
- (四) 緊急救災、優遇慰問、救済、社会寄付などの金品の管理、使用および分配状況。

第十二条 郷（鎮）人民政府は本条例第九条の規定に合わせて、その職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的内容を確定するとともに、下記の政府情報を重点的に公開すべきものとする。

- (一) 国家の農村工作に関する政策の貫徹実施状況。

- (二) 財政収支、各種特定項目資金の管理および使用状況。
- (三) 郷（鎮）土地利用全体計画、宅地使用の審査承認状況。
- (四) 土地の徴収徴用、家屋の解体移転およびその補償、補助費用の支給、使用状況。
- (五) 郷（鎮）の債権債務、資金調達労働力調達状況。
- (六) 緊急救災、優遇慰問、救済、社会寄付などの金品の支給状況。
- (七) 郷鎮集団企業およびその他の郷鎮経済実体の請負、賃借、競売状況。
- (八) 計画出産政策実施状況。

第十三条 本条例第九条、第十条、第十一条、第十二条の規定する行政機関が主体的に公開する政府情報のほか、公民、法人あるいはその他の組織は自己の生産、生活、科学研究など特殊な必要に応じて、國務院部門、地方各級人民政府および県級以上の地方人民政府部門に関係政府情報を取得する申請が出来る。

第十四条 行政機関は政府情報公表秘密保護審査メカニズムをつくり、健全にし、審査の手続きおよび責任を明確にすべきものとする。

行政機関は政府情報を公開する前に、『中華人民共和国国家秘密保護法』およびその他の法律、法規や国家の関係規定に合わせて公開しようとする政府情報に対し審査を行うべきものとする。

行政機関は政府情報を公開できるかどうか確定できない時は、法律、法規及び国家の関係規定に合わせて関係主管部門あるいは同級の秘密保護活動部門に報告、確定を求めるべきものとする。

行政機関は国家秘密、商業秘密、個人のプライバシーにかかわる政府情報は公開できない。しかし、権利者が公開に同意するかあるいは行政機関が公開しない場合公共の利益に重大な影響を与えると認める商業秘密、個人のプライバシーにかかわる政府情報は公開することが出来る。

### 第三章 公開の方法と手順

第十五条 行政機関は主体的に公開する政府情報を政府広報、プレス発表会および新聞雑誌、ラジオ、テレビなど公衆にとって知りやすい方法を通じて公開すべきものとする。

第十六条 各級人民政府は国家公文書館、公共図書館において政府情報閲覧場所を設置するとともに、相応の施設、設備を配し、公民、法人あるいはその他の組織が政府情報を取得する上で便宜を与えるべきものとする。

行政機関は必要に応じて公共閲覧室、受領窓口、情報公告掲示板、電子情報ディスプレイなどの場所、施設を設置し、政府情報を公開できる。行政機関は適時に国家公文書館、公共図書館に主体的に公開する政府情報を提供すべきものとする。

第十七条 行政機関が作成した政府情報は、当該政府情報を作成した行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。行政機関が公民、法人あるいはその他の組織から取得した政府情報は、当該政府情報を保存する行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開に対する権限についてほかに規定のあるものは、その規定に従う。

第十八条 主体的に公開する範囲に属する政府情報は、当該政府情報が出来上がったかあるいは変更の日から作業日 20 日間以内に公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開に対する権限についてほかに規定のあるものは、その規定に従う。

第十九条 行政機関は政府情報公開案内および情報公開目録を編成公表するとともに適時に更新すべきものとする。政府情報公開案内には、政府情報の分類、編成配列体系、取得方法、政府情報公開活動機関の名称、事務地点、事務時間、連絡電話、FAX 番号、電子メールアドレスなどの内容を含むべきものとする。

政府情報公開目録には、政府情報の索引、名称、内容概略、作成期日などの内容を含むべきものとする。

第二十条 公民、法人あるいはその他の組織で本条例第十三条の規定にあわせて行政機関に政府情報を取得する申請をする者は書面形式（デジタル電文形式を含む）をとるべきものとする。書面形式をとるのに確かに困難がある場合、申請人は口頭で申し出ることができ、当該申請を受理する行政機関が代わって政府情報公開申請を書くことができる。

政府情報公開申請には下記の内容が含まれるべきものとする。

- (一) 申請人の姓名あるいは名称、連絡方法。
- (二) 公開を申請する政府情報の内容概略。
- (三) 公開を申請する政府情報の形式要望。

第二十一条 公開が申請された政府情報に対して、行政機関は下記の状況に従ってそれぞれ回答を行う。

- (一) 公開範囲に属するものは、申請人に当該政府情報取得方法とルートを告知すべきものとする。
- (二) 公開しない範囲に属するものは、申請人に告知するとともに、理由を説明すべきものとする。
- (三) 法に基づくところの当該行政機関の公開に属するものではないかあるいは当該政府情報に存在しないものは、申請人に告知すべきものとし、当該政府情報の公開機関を確定できるものについては、申請人に当該行政機関の名称、連絡方法を告知すべきものとする。
- (四) 申請内容が不明確なものは、申請人に修正、補足するよう告知すべきものとする。

第二十二条 公開申請された政府情報の中に公開すべきではない内容が含まれているが、区別して処理できるものについては、行政機関は申請人に対して公開できる情報内容を提供すべきものとする。

第二十三条 行政機関は公開申請された政府情報が商業秘密、個人のプライバシーにかかわり、公開されると第三者の合法的権益を損なうと認めた場合、書面によって第三者の意見を聴取すべきものとする。第三者が公開に同意しなければ、公開してはならないが、行政機関は公開しないと公共の利益に重大な影響を与えると認めた場合、公開するとともに、公開を決定した政府情報の内容と理由を第三者に書面通知すべきものとする。

第二十四条 行政機関は政府情報公開の申請を受けたら、その場で回答できるものはその場で回答すべきものとする。行政機関はその場で回答できないものについては、申請を受けた日から作業日 15 日間以内に回答すべきものとする。回答期限を延長する必要がある場合、政府情報公開活動機関の責任者の同意を得るとともに申請人に告知すべきものとし、回答延長期限は最長で作業日 15 日間を超えてはならないものとする。

公開申請された政府情報が第三者の権益にかかわるもので、行政機関が第三者の意見を聴取するのに必要な時間は本条第二項の規定する期限内として計算しない。

第二十五条 公民、法人あるいはその他の組織が行政機関に自己に関係する税金納入、社会保障、医療衛生などの政府情報の提供を申請する場合、有効な身分証明書類あるいは証明文書を提示

すべきものとする。

公民、法人あるいはその他の組織は行政機関が提供した自己に関する政府情報の記録が正確ではないことを証明する証拠を持つ場合、当該行政機関に訂正を要求する権利をもつものとする。当該行政機関に訂正する権限がない場合、訂正する権限をもつ行政機関に転送処理をゆだねるとともに、申請人に告知すべきものとする。

第二十六条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、申請人の求めた形式で提供すべきものとする。申請人の求めた形式で提供できないものについては、申請人に関係資料を閲覧させたり、複製提供あるいはその他の形式を通じて提供できる。

第二十七条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、検索、複製、郵送などの実費を受け取ることを除き、ほかの料金を受け取ってはならない。行政機関はその他の組織、個人を通じて有償サービス方式で政府情報を提供することは出来ない。

行政機関の検索、複製、郵送などの実費を受け取る基準は国务院価格主管部門が国务院財政部門と合同で制定する。

第二十八条 政府情報公開を申請した公民で確かに経済的困難がある場合、本人の申請を通じて、政府情報公開活動機関責任者の審査同意を得ることで、関係料金を減免できる。

政府情報公開を申請した公民に閲覧困難あるいは視聴障害がある場合、行政機関はそのために必要な援助を提供すべきものとする。

#### 第四章 監督と保障

第二十九条 各級人民政府は政府情報公開活動考課制度、社会評議制度および責任追及制度をつくり、健全にし、定期的に政府情報公開活動に対して考課、評議を行うべきものとする。

第三十条 政府情報公開活動主管部門と監察機関は行政機関の政府情報公開の実施状況に対し監督検査を行う。

第三十一条 各級行政機関は毎年3月3日前に当該行政機関の政府情報公開活動年次報告を公表すべきものとする。

第三十二条 政府情報公開活動年次報告には以下の内容を含むべきものとする。

- (一) 行政機関が主体的に公開した政府情報の状況。
- (二) 行政機関が申請によって公開した政府情報と公開しなかった政府情報の状況。
- (三) 政府情報公開の料金受領と減免状況。
- (四) 政府情報公開による行政再審査申請、行政訴訟提起状況。
- (五) 政府情報公開活動に存在する主要な問題および改善状況。
- (六) その他の報告が必要な事項。

第三十三条 公民、法人あるいはその他の組織は行政機関が法に基づいて政府情報公開義務を履行していないと認めた場合、上級の行政機関、監察機関あるいは政府情報公開主管部門に摘発することが出来る。摘発を受けた機関は調査処を行うべきものとする。

公民、法人あるいはその他の組織は行政機関の政府情報公開活動の中の具体的行政行為がその合法的權益を侵犯していると認めた場合、法に基づき行政再審査申請あるいは行政訴訟を提起できる。

第三十四条 行政機関が本条例の規定に違反し、政府情報公表秘密保護審査メカニズムをつくらず、健全にさせない場合は、監察機関、一級上の行政機関が改善を命じる。情状の重大なものは、行政機関の主要な責任者に対し法に基づき処分を行う。

第三十五条 行政機関で本条例の規定に違反し、下記の状況のひとつに該当するものは、監察機関、一級上の行政機関が改善を命じる。情状の重大なものは、行政機関の直接責任を負う主管者とその他の直接の責任者に対し法に基づき処分を行う。

- (一) 法律に基づき政府情報公開義務を履行しないもの。
- (二) 公開された政府情報内容、政府情報公開案内および政府情報公開目録を適時に更新しないもの。
- (三) 規定に違反し料金を受領したもの。
- (四) その他の組織、個人を通じて有償方式で政府情報を提供したもの。
- (五) 公開すべきではない政府情報を公開したもの。
- (六) 本条例の規定に違反するその他の行為。

## 第五章 附則

第三十六条 法律、法規が権限を与えた公共実務を管理する職能をもった組織の政府情報公開の活動は、本条例が適用される。

第三十七条 教育、医療衛生、計画出産、水供給、電力供給、ガス供給、熱供給、環境保護、公共交通など人民大衆の利益に密接に関係した公共企業事業単位が社会公共サービスを提供する過程の中で作成、取得した情報の公開は、本条例に合わせて執行し、具体的方法は国務院の関係主管部門あるいは機関によって制定される。

第三十八条 本条例は2008年5月1日より施行する。

『現代中国事情』第14号(2007.7.5)

(原文) 2007年版「中华人民共和国政府信息公开条例」

## 中华人民共和国政府信息公开条例

### 第一章 总 则

第一条 为了保障公民、法人和其他组织依法获取政府信息，提高政府工作的透明度，促进依法行政，充分发挥政府信息对人民群众生产、生活和经济社会活动的服务作用，制定本条例。

第二条 本条例所称政府信息，是指行政机关在履行职责过程中制作或者获取的，以一定形式记录、保存的信息。

第三条 各级人民政府应当加强对政府信息公开工作的组织领导。

国务院办公厅是全国政府信息公开工作的主管部门，负责推进、指导、协调、监督全国的政府信息

公开工作。

县级以上地方人民政府办公厅（室）或者县级以上地方人民政府确定的其他政府信息公开工作主管部门负责推进、指导、协调、监督本行政区域的政府信息公开工作。

第四条 各级人民政府及县级以上人民政府部门应当建立健全本行政机关的政府信息公开工作制度，并指定机构（以下统称政府信息公开工作机构）负责本行政机关政府信息公开的日常工作。

政府信息公开工作机构的具体职责是：

- （一）具体承办本行政机关的政府信息公开事宜；
- （二）维护和更新本行政机关公开的政府信息；
- （三）组织编制本行政机关的政府信息公开指南、政府信息公开目录和政府信息公开工作年度报告；
- （四）对拟公开的政府信息进行保密审查；
- （五）本行政机关规定的与政府信息公开有关的其他职责。

第五条 行政机关公开政府信息，应当遵循公正、公平、便民的原则。

第六条 行政机关应当及时、准确地公开政府信息。行政机关发现影响或者可能影响社会稳定、扰乱社会管理秩序的虚假或者不完整信息的，应当在其职责范围内发布准确的政府信息予以澄清。

第七条 行政机关应当建立健全政府信息发布协调机制。行政机关发布政府信息涉及其他行政机关的，应当与有关行政机关进行沟通、确认，保证行政机关发布的政府信息准确一致。

行政机关发布政府信息依照国家有关规定需要批准的，未经批准不得发布。

第八条 行政机关公开政府信息，不得危及国家安全、公共安全、经济安全和社会稳定。

## 第二章 公开的范围

第九条 行政机关对符合下列基本要求之一的政府信息应当主动公开：

- （一）涉及公民、法人或者其他组织切身利益的；
- （二）需要社会公众广泛知晓或者参与的；
- （三）反映本行政机关机构设置、职能、办事程序等情况的；
- （四）其他依照法律、法规和国家有关规定应当主动公开的。

第十条 县级以上各级人民政府及其部门应当依照本条例第九条的规定，在各自职责范围内确定主动公开的政府信息的具体内容，并重点公开下列政府信息：

- （一）行政法规、规章和规范性文件；
- （二）国民经济和社会发展规划、专项规划、区域规划及相关政策；
- （三）国民经济和社会发展统计信息；
- （四）财政预算、决算报告；
- （五）行政事业性收费的项目、依据、标准；
- （六）政府集中采购项目的目录、标准及实施情况；
- （七）行政许可的事项、依据、条件、数量、程序、期限以及申请行政许可需要提交的全部材料目录及办理情况；
- （八）重大建设项目的批准和实施情况；
- （九）扶贫、教育、医疗、社会保障、促进就业等方面的政策、措施及其实施情况；

(十) 突发公共事件的应急预案、预警信息及应对情况；

(十一) 环境保护、公共卫生、安全生产、食品药品、产品质量的监督检查情况。

第十一条 设区的市级人民政府、县级人民政府及其部门重点公开的政府信息还应当包括下列内容：

(一) 城乡建设和管理的重大事项；

(二) 社会公益事业建设情况；

(三) 征收或者征用土地、房屋拆迁及其补偿、补助费用的发放、使用情况；

(四) 抢险救灾、优抚、救济、社会捐助等款物的管理、使用和分配情况。

第十二条 乡（镇）人民政府应当依照本条例第九条的规定，在其职责范围内确定主动公开的政府信息的具体内容，并重点公开下列政府信息：

(一) 贯彻落实国家关于农村工作政策的情况；

(二) 财政收支、各类专项资金的管理和使用情况；

(三) 乡（镇）土地利用总体规划、宅基地使用的审核情况；

(四) 征收或者征用土地、房屋拆迁及其补偿、补助费用的发放、使用情况；

(五) 乡（镇）的债权债务、筹资筹劳情况；

(六) 抢险救灾、优抚、救济、社会捐助等款物的发放情况；

(七) 乡镇集体企业及其他乡镇经济实体承包、租赁、拍卖等情况；

(八) 执行计划生育政策的情况。

第十三条 除本条例第九条、第十条、第十一条、第十二条规定的行政机关主动公开的政府信息外，公民、法人或者其他组织还可以根据自身生产、生活、科研等特殊需要，向国务院部门、地方各级人民政府及县级以上地方人民政府部门申请获取相关政府信息。

第十四条 行政机关应当建立健全政府信息发布保密审查机制，明确审查的程序和责任。

行政机关在公开政府信息前，应当依照《中华人民共和国保守国家秘密法》以及其他法律、法规和国家有关规定对拟公开的政府信息进行审查。

行政机关对政府信息不能确定是否可以公开时，应当依照法律、法规和国家有关规定报有关主管部门或者同级保密工作部门确定。

行政机关不得公开涉及国家秘密、商业秘密、个人隐私的政府信息。但是，经权利人同意公开或者行政机关认为不公开可能对公共利益造成重大影响的涉及商业秘密、个人隐私的政府信息，可以予以公开。

### 第三章 公开的方式和程序

第十五条 行政机关应当将主动公开的政府信息，通过政府公报、政府网站、新闻发布会以及报刊、广播、电视等便于公众知晓的方式公开。

第十六条 各级人民政府应当在国家档案馆、公共图书馆设置政府信息查阅场所，并配备相应的设施、设备，为公民、法人或者其他组织获取政府信息提供便利。

行政机关可以根据需要设立公共查阅室、资料索取点、信息公告栏、电子信息屏等场所、设施，公开政府信息。

行政机关应当及时向国家档案馆、公共图书馆提供主动公开的政府信息。

第十七條 行政機關制作的政府信息，由制作該政府信息的行政機關負責公開；行政機關從公民、法人或者其他組織獲取的政府信息，由保存該政府信息的行政機關負責公開。法律、法規對政府信息公開的權限另有規定的，從其規定。

第十八條 屬於主動公開範圍的政府信息，應當自該政府信息形成或者變更之日起 20 個工作日內予以公開。法律、法規對政府信息公開的期限另有規定的，從其規定。

第十九條 行政機關應當編制、公布政府信息公開指南和政府信息公開目錄，並及時更新。

政府信息公開指南，應當包括政府信息的分類、編排體系、獲取方式，政府信息公開工作機構的名稱、辦公地址、辦公時間、聯繫電話、傳真號碼、電子郵箱等內容。

政府信息公開目錄，應當包括政府信息的索引、名稱、內容概述、生成日期等內容。

第二十條 公民、法人或者其他組織依照本條例第十三條規定向行政機關申請獲取政府信息的，應當採用書面形式（包括數據電文形式）；採用書面形式確有困難的，申請人可以口頭提出，由受理該申請的行政機關代為填寫政府信息公開申請。

政府信息公開申請應當包括下列內容：

- （一）申請人的姓名或者名稱、聯繫方式；
- （二）申請公開的政府信息的內容描述；
- （三）申請公開的政府信息的形式要求。

第二十一條 對申請公開的政府信息，行政機關根據下列情況分別作出答復：

- （一）屬於公開範圍的，應當告知申請人獲取該政府信息的方式和途徑；
- （二）屬於不予公開範圍的，應當告知申請人並說明理由；
- （三）依法不屬於本行政機關公開或者該政府信息不存在的，應當告知申請人，對能夠確定該政府信息的公開機關的，應當告知申請人該行政機關的名稱、聯繫方式；
- （四）申請內容不明確的，應當告知申請人作出更改、補充。

第二十二條 申請公開的政府信息中含有不應當公開的內容，但是能夠作區分處理的，行政機關應當向申請人提供可以公開的信息內容。

第二十三條 行政機關認為申請公開的政府信息涉及商業秘密、個人隱私，公開後可能損害第三方合法權益的，應當書面徵求第三方的意見；第三方不同意公開的，不得公開。但是，行政機關認為不公開可能對公共利益造成重大影響的，應當予以公開，並將決定公開的政府信息內容和理由書面通知第三方。

第二十四條 行政機關收到政府信息公開申請，能夠當場答復的，應當當場予以答復。

行政機關不能當場答復的，應當自收到申請之日起 15 個工作日內予以答復；如需延長答復期限的，應當經政府信息公開工作機構負責人同意，並告知申請人，延長答復的期限最長不得超過 15 個工作日。

申請公開的政府信息涉及第三方權益的，行政機關徵求第三方意見所需時間不計算在本條第二款規定的期限內。

第二十五條 公民、法人或者其他組織向行政機關申請提供與其自身相關的稅費繳納、社會保障、醫療衛生等政府信息的，應當出示有效身份證件或者證明文件。

公民、法人或者其他組織有證據證明行政機關提供的與其自身相關的政府信息記錄不準確的，有權要求該行政機關予以更正。該行政機關無權更正的，應當轉送有權更正的行政機關處理，並告知申請人。

第二十六條 行政機關依申請公開政府信息，應當按照申請人要求的形式予以提供；無法按照申請

人要求的形式提供的，可以通过安排申请人查阅相关资料、提供复制件或者其他适当形式提供。

第二十七条 行政机关依申请提供政府信息，除可以收取检索、复制、邮寄等成本费用外，不得收取其他费用。行政机关不得通过其他组织、个人以有偿服务方式提供政府信息。

行政机关收取检索、复制、邮寄等成本费用的标准由国务院价格主管部门会同国务院财政部门制定。

第二十八条 申请公开政府信息的公民确有经济困难的，经本人申请、政府信息公开工作机构负责人审核同意，可以减免相关费用。

申请公开政府信息的公民存在阅读困难或者视听障碍的，行政机关应当为其提供必要的帮助。

#### 第四章 监督和保障

第二十九条 各级人民政府应当建立健全政府信息公开工作考核制度、社会评议制度和责任追究制度，定期对政府信息公开工作进行考核、评议。

第三十条 政府信息公开工作主管部门和监察机关负责对行政机关政府信息公开的实施情况进行监督检查。

第三十一条 各级行政机关应当在每年3月31日前公布本行政机关的政府信息公开工作年度报告。

第三十二条 政府信息公开工作年度报告应当包括下列内容：

- (一) 行政机关主动公开政府信息的情况；
- (二) 行政机关依申请公开政府信息和不予公开政府信息的情况；
- (三) 政府信息公开的收费及减免情况；
- (四) 因政府信息公开申请行政复议、提起行政诉讼的情况；
- (五) 政府信息公开工作存在的主要问题及改进情况；
- (六) 其他需要报告的事项。

第三十三条 公民、法人或者其他组织认为行政机关不依法履行政府信息公开义务的，可以向上级行政机关、监察机关或者政府信息公开工作主管部门举报。收到举报的机关应当予以调查处理。

公民、法人或者其他组织认为行政机关在政府信息公开工作中的具体行政行为侵犯其合法权益的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第三十四条 行政机关违反本条例的规定，未建立健全政府信息发布保密审查机制的，由监察机关、上一级行政机关责令改正；情节严重的，对行政机关主要负责人依法给予处分。

第三十五条 行政机关违反本条例的规定，有下列情形之一的，由监察机关、上一级行政机关责令改正；情节严重的，对行政机关直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 不依法履行政府信息公开义务的；
- (二) 不及时更新公开的政府信息内容、政府信息公开指南和政府信息公开目录的；
- (三) 违反规定收取费用的；
- (四) 通过其他组织、个人以有偿服务方式提供政府信息的；
- (五) 公开不应当公开的政府信息的；
- (六) 违反本条例规定的其他行为。

## 第五章 附 則

第三十六條 法律、法規授權的具有管理公共事務職能的組織公開政府信息的活動，適用本條例。

第三十七條 教育、醫療衛生、計劃生育、供水、供電、供氣、供熱、環保、公共交通等與人民群眾利益密切相關的公共企事業單位在提供社會公共服務過程中制作、獲取的信息的公開，參照本條例執行，具體辦法由國務院有關主管部門或者機構制定。

第三十八條 本條例自 2008 年 5 月 1 日起施行。

### (3) 2017「中國共產黨黨務公開條例（試行）」（原文）

#### 中國共產黨黨務公開條例（試行）

##### 第一章 總則

第一條 為了貫徹落實黨的十九大的精神，推動全面從嚴治黨向縱深發展，加強和規範黨務公開工作，發展黨內民主，強化黨內監督，使廣大黨員更好了解和參與黨內事務，動員組織人民群眾貫徹落實好黨的理論和路線方針政策，提高黨的執政能力和領導水平，根據《中國共產黨章程》，制定本條例。

第二條 本條例所稱黨務公開，是指黨的組織將其實施黨的領導活動、加強黨的建設工作的有關事務，按規定在黨內或者向黨外公開。

第三條 本條例適用於黨的中央組織、地方組織、基層組織，黨的紀律檢查機關、工作機關以及其他黨的組織。

第四條 黨務公開應當遵循以下原則：

（一）堅持正確方向。堅持維護以習近平同志為核心的黨中央權威和集中統一領導，認真貫徹落實習近平新時代中國特色社會主義思想，牢固樹立“四個意識”，堅定“四个自信”，把黨務公開放到新時代中國特色社會主義的偉大實踐中來謀劃和推進，把堅持和完備黨的領導要求貫徹到黨務公開的全過程和各方面。

（二）堅持發揚民主。保障黨員民主權利，落實黨員知情權、參與權、選舉權、監督權，更好調動全黨積極性、主動性、創造性，及時回應黨員和群眾關切，以公開促落實、促監督、促改進。

（三）堅持積極穩妥。注重黨務公開與政務公開等的銜接聯動，統籌各層級、各領域黨務公開工作，一般先黨內後黨外，分類實施，務求實效。

（四）堅持依規依法。尊崇黨章，依規治黨，依法辦事，科學規範黨務公開的內容、範圍、程序和方式，增強嚴肅性、公信度，不斷提升黨務公開工作制度化、规范化水平。

第五條 建立健全黨中央統一領導，地方黨委分級負責，各部門各單位各負其責的黨務公開工作領導體制。

中央辦公廳承擔黨中央黨務公開的具體工作，負責統籌協調和督促指導整個黨務公開工作。地方黨委辦公廳（室）承擔本級黨委黨務公開的具體工作，負責統籌協調和督促指導本地區的黨務公開工作。各地區各部門應當加強黨務公開工作機構和人員隊伍建設。

第六条 党的组织应当根据所承担的职责任务，建立健全党务公开的保密审查、风险评估、信息发布、政策解读、舆论引导、舆情分析、应急处置等工作机制。

## 第二章 公开的内容和范围

第七条 党的组织贯彻落实党的基本理论、基本路线、基本方略情况，领导经济社会发展情况，落实全面从严治党责任、加强党的建设情况，以及党的组织职能、机构等情况，除涉及党和国家秘密不得公开或者依照有关规定不宜公开的事项外，一般应当公开。

加强对权力运行的制约和监督，让人民监督权力，让权力在阳光下运行。

党务公开不得危及政治安全特别是政权安全、制度安全，以及经济安全、军事安全、文化安全、社会安全、国土安全和国民安全等。

第八条 党的组织应当根据党务与党员和群众的关联程度合理确定公开范围：

(一) 领导经济社会发展、涉及人民群众生产生活的党务，向社会公开；

(二) 涉及党的建设重大问题或者党员义务权利，需要全体党员普遍知悉和遵守执行的党务，在全党公开；

(三) 各地区、各部门、各单位的党务，在本地区、本部门、本单位公开；

(四) 涉及特定党的组织、党员和群众切身利益的党务，对特定党的组织、党员和群众公开。

第九条 党的中央组织公开党的理论和路线方针政策，管党治党、治国理政重大决策部署，习近平总书记有关重要讲话、重要指示，党中央重要会议、活动和重要人事任免，党的中央委员会、中央政治局、中央政治局常务委员会加强自身建设等情况。

第十条 党的地方组织应当公开以下内容：

(一) 学习贯彻党中央和上级组织决策部署，坚决维护以习近平同志为核心的党中央权威和集中统一领导情况；

(二) 本地区经济社会发展部署安排、重大改革事项、重大民生措施等重大决策和推进落实情况，以及重大突发事件应急处置情况；

(三) 履行全面从严治党主体责任，坚持贯彻民主集中制原则，严肃党内政治生活，全面负责本地区党的建设情况；

(四) 本地区党的重要会议、活动和重要人事任免情况；

(五) 党的地方委员会加强自身建设情况；

(六) 其他应当公开的党务。

第十一条 党的基层组织应当公开以下内容：

(一) 学习贯彻党中央和上级组织决策部署，坚决维护以习近平同志为核心的党中央权威和集中统一领导情况；

(二) 任期工作目标、阶段性工作部署、重点工作任务及落实情况；

(三) 加强思想政治工作、开展党内学习教育、组织党员教育培训、执行“三会一课”制度等情况；

(四) 换届选举、党组织设立、发展党员、民主评议、召开组织生活会、保障党员权利、党费收缴使用管理以及党组织自身建设等情况；

(五) 防止和纠正“四风”现象，联系服务党员和群众情况；

- (六) 落实管党治党政治责任，加强党风廉政建设，对党员作出组织处理和纪律处分情况；
- (七) 其他应当公开的党务。

第十二条 党的纪律检查机关应当公开以下内容：

- (一) 学习贯彻党中央大政方针和重大决策部署，坚决维护以习近平同志为核心的党中央权威和集中统一领导，贯彻落实本级党委、上级纪律检查机关工作部署情况；
- (二) 开展纪律教育、加强纪律建设，维护党章党规党纪情况；
- (三) 查处违反中央八项规定精神，发生在群众身边、影响恶劣的不正之风和腐败问题情况；
- (四) 对党员领导干部严重违纪涉嫌违法犯罪进行立案审查、组织审查和给予开除党籍处分情况；
- (五) 对党员领导干部严重失职失责进行问责情况；
- (六) 加强纪律检查机关自身建设情况；
- (七) 其他应当公开的党务。

第十三条 党的工作机关、党委派出机关、党委直属事业单位和党组应当根据本条例第七条第一款规定，结合实际确定公开内容。

党的工作机关和党委直属事业单位应当重点公开落实党委决策部署、开展党的工作情况。

党委派出机关应当重点公开代表党委领导本地区、本领域、本行业、本系统党的工作情况。

党组应当重点公开在本单位发挥领导作用和落实党建工作责任制情况。

第十四条 党的组织应当根据本条例规定的党务公开内容和范围编制党务公开目录，并根据职责任务要求动态调整。党务公开目录应当报党的上一级组织备案，并按照规定在党内或者向社会公开。

中央纪律检查委员会、中央各部门应当加强对本系统本领域党务公开目录编制的指导。

### 第三章 公开的程序和方式

第十五条 凡列入党务公开目录的事项，有关党的组织应当按照以下程序及时主动公开：

- (一) 提出。党的组织有关部门研究提出党务公开方案，拟订公开的内容、范围、时间、方式等。
- (二) 审核。党的组织有关部门进行保密审查，并从必要性、准确性等方面进行审核。
- (三) 审批。党的组织依照职权对党务公开方案进行审批，超出职权范围的必须按程序报批。
- (四) 实施。党的组织有关部门按照经批准的方案实施党务公开。

第十六条 党的组织应当根据党务公开的内容和范围，选择适当的公开方式。

在党内公开的，一般采取召开会议、制发文件、编发简报、在局域网发布等方式。向社会公开的，一般采取发布公报、召开新闻发布会、接受采访，在报刊、广播、电视、互联网、新媒体、公开栏发布等方式，优先使用党报党刊、电台电视台、重点新闻网站等党的媒体进行发布。

党的中央纪律检查机关、党中央有关工作机关，县级以上地方党委以及地方纪律检查机关、地方党委有关工作机关应当建立和完善党委新闻发言人制度，逐步建立例行发布制度，及时准确发布重要党务信息。

第十七条 党务公开可以与政务公开、厂务公开、村（居）务公开、公共事业单位办事公开等方面的载体和平台实现资源共享的，应当统筹使用。

有条件的党的组织可以建立统一的党务信息公开平台。

第十八条 注重党务公开相关信息监测反馈，对引起重大舆情反应的，应当及时报告。发现有不真

实、不完整、不准确的信息，应当及时加以澄清和引导。

第十九条 建立健全党员旁听党委会议、党的代表大会代表列席党委会议、党内情况通报反映、党内事务咨询、重大决策征求意见、重大事项社会公示和社会听证等制度，发展和用好党务公开新形式，不断拓展党员和群众参与党务公开的广度和深度。

#### 第四章 监督与追责

第二十条 党的组织应当将党务公开工作情况纳入向上一级组织报告工作或者抓党建工作专题报告的重要内容。

第二十一条 党的组织应当将党务公开工作情况作为履行全面从严治党政治责任的重要内容，对下级组织及其主要负责人进行考核。

党的组织应当每年向有关党员和群众通报党务公开情况，并纳入党员民主评议范围，主动听取群众意见。

第二十二条 党的组织应当建立健全党务公开工作督查机制，开展经常性检查和专项督查，专项督查可以与党风廉政建设责任制检查考核、党建工作考核等相结合。督查情况应当在适当范围通报。

第二十三条 对违反本条例规定并造成不良后果的，应当依规依纪追究有关党的组织、党员领导干部和工作人员的责任。

#### 第五章 附则

第二十四条 中央军事委员会可以根据本条例，制定有关党务公开规定。

第二十五条 中央纪律检查委员会、中央各部门，各省、自治区、直辖市党委应当根据本条例制定实施细则。

第二十六条 本条例由中央办公厅会同中央组织部解释。

第二十七条 本条例自2017年12月20日起施行。

#### (4) 中華民國「政府資訊公開法」(原文)

##### 政府資訊公開法

#### 第一章 總則

##### 第1條

為建立政府資訊公開制度，便利人民共享及公平利用政府資訊，保障人民知的權利，增進人民對公共事務之瞭解、信賴及監督，並促進民主參與，特制定本法。

##### 第2條

政府資訊之公開，依本法之規定。但其他法律另有規定者，依其規定。

### 第 3 條

本法所稱政府資訊，指政府機關於職權範圍內作成或取得而存在於文書、圖畫、照片、磁碟、磁帶、光碟片、微縮片、積體電路晶片等媒介物及其他得以讀、看、聽或以技術、輔助方法理解之任何紀錄內之訊息。

### 第 4 條

本法所稱政府機關，指中央、地方各級機關及其設立之實（試）驗、研究、文教、醫療及特種基金管理機構。

受政府機關委託行使公權力之個人、法人或團體，於本法適用範圍內，就其受託事務視同政府機關。

### 第 5 條

政府資訊應依本法主動公開或應人民申請提供之。

## 第二章 政府資訊之主動公開

### 第 6 條

與人民權益攸關之施政、措施及其他有關之政府資訊，以主動公開為原則，並應適時為之。

### 第 7 條

下列政府資訊，除依第十八條規定限制公開或不予提供者外，應主動公開：

- 一、條約、對外關係文書、法律、緊急命令、中央法規標準法所定之命令、法規命令及地方自治法規。
- 二、政府機關為協助下級機關或屬官統一解釋法令、認定事實、及行使裁量權，而訂頒之解釋性規定及裁量基準。
- 三、政府機關之組織、職掌、地址、電話、傳真、網址及電子郵件信箱帳號。
- 四、行政指導有關文書。
- 五、施政計畫、業務統計及研究報告。
- 六、預算及決算書。
- 七、請願之處理結果及訴願之決定。
- 八、書面之公共工程及採購契約。
- 九、支付或接受之補助。
- 十、合議制機關之會議紀錄。

前項第五款所稱研究報告，指由政府機關編列預算委託專家、學者進行之報告或派赴國外從事考察、進修、研究或實習人員所提出之報告。

第一項第十款所稱合議制機關之會議紀錄，指由依法獨立行使職權之成員組成之決策性機關，其所審議議案之案由、議程、決議內容及出席會議成員名單。

### 第 8 條

政府資訊之主動公開，除法律另有規定外，應斟酌公開技術之可行性，選擇其適當之下列方式行之：

- 一、刊載於政府機關公報或其他出版品。
- 二、利用電信網路傳送或其他方式供公眾線上查詢。
- 三、提供公開閱覽、抄錄、影印、錄音、錄影或攝影。

四、舉行記者會、說明會。

五、其他足以使公眾得知之方式。

前條第一項第一款之政府資訊，應採前項第一款之方式主動公開。

### 第三章 申請提供政府資訊

#### 第 9 條

具有中華民國國籍並在中華民國設籍之國民及其所設立之本國法人、團體，得依本法規定申請政府機關提供政府資訊。持有中華民國護照僑居國外之國民，亦同。

外國人，以其本國法令未限制中華民國國民申請提供其政府資訊者為限，亦得依本法申請之。

#### 第 10 條

向政府機關申請提供政府資訊者，應填具申請書，載明下列事項：

一、申請人姓名、出生年月日、國民身分證統一編號及設籍或通訊地址及聯絡電話；申請人為法人或團體者，其名稱、立案證號、事務所或營業所所在地；申請人為外國人、法人或團體者，並應註明其國籍、護照號碼及相關證明文件。

二、申請人有法定代理人、代表人者，其姓名、出生年月日及通訊處所。

三、申請之政府資訊內容要旨及件數。

四、申請政府資訊之用途。

五、申請日期。

前項申請，得以書面通訊方式為之。其申請經電子簽章憑證機構認證後，得以電子傳遞方式為之。

#### 第 11 條

申請之方式或要件不備，其能補正者，政府機關應通知申請人於七日內補正。不能補正或屆期不補正者，得逕行駁回之。

#### 第 12 條

政府機關應於受理申請提供政府資訊之日起十五日內，為準駁之決定；必要時，得予延長，延長之期間不得逾十五日。

前項政府資訊涉及特定個人、法人或團體之權益者，應先以書面通知該特定個人、法人或團體於十日內表示意見。但該特定個人、法人或團體已表示同意公開或提供者，不在此限。

前項特定個人、法人或團體之所在不明者，政府機關應將通知內容公告之。

第二項所定之個人、法人或團體未於十日內表示意見者，政府機關得逕為準駁之決定。

#### 第 13 條

政府機關核准提供政府資訊之申請時，得按政府資訊所在媒介物之型態給予申請人重製或複製品或提供申請人閱覽、抄錄或攝影。其涉及他人智慧財產權或難於執行者，得僅供閱覽。

申請提供之政府資訊已依法律規定或第八條第一項第一款至第三款之方式主動公開者，政府機關得以告知查詢之方式以代提供。

#### 第 14 條

政府資訊內容關於個人、法人或團體之資料有錯誤或不完整者，該個人、法人或團體得申請政府機關依法更正或補充之。

前項情形，應填具申請書，除載明第十條第一項第一款、第二款及第五款規定之事項外，並載明下列事項：

- 一、申請更正或補充資訊之件名、件數及記載錯誤或不完整事項。
- 二、更正或補充之理由。
- 三、相關證明文件。

第一項之申請，得以書面通訊方式為之；其申請經電子簽章憑證機構認證後，得以電子傳遞方式為之。

#### 第 15 條

政府機關應於受理申請更正或補充政府資訊之日起三十日內，為準駁之決定；必要時，得予延長，延長之期間不得逾三十日。

第九條、第十一條及第十二條第二項至第四項之規定，於申請政府機關更正或補充政府資訊時，準用之。

#### 第 16 條

政府機關核准提供、更正或補充政府資訊之申請時，除當場繳費取件外，應以書面通知申請人提供之方式、時間、費用及繳納方法或更正、補充之結果。

前項應更正之資訊，如其內容不得或不宜刪除者，得以附記應更正內容之方式為之。

政府機關全部或部分駁回提供、更正或補充政府資訊之申請時，應以書面記明理由通知申請人。

申請人依第十條第二項或第十四條第三項規定以電子傳遞方式申請提供、更正或補充政府資訊或申請時已註明電子傳遞地址者，第一項之核准通知，得以電子傳遞方式為之。

#### 第 17 條

政府資訊非受理申請之機關於職權範圍內所作成或取得者，該受理機關除應說明其情形外，如確知有其他政府機關於職權範圍內作成或取得該資訊者，應函轉該機關並通知申請人。

### 第四章 政府資訊公開之限制

#### 第 18 條

政府資訊屬於下列各款情形之一者，應限制公開或不予提供之：

- 一、經依法核定為國家機密或其他法律、法規命令規定應秘密事項或限制、禁止公開者。
- 二、公開或提供有礙犯罪之偵查、追訴、執行或足以妨害刑事被告受公正之裁判或有危害他人生命、身體、自由、財產者。
- 三、政府機關作成意思決定前，內部單位之擬稿或其他準備作業。但對公益有必要者，得公開或提供之。
- 四、政府機關為實施監督、管理、檢（調）查、取締等業務，而取得或製作監督、管理、檢（調）查、取締對象之相關資料，其公開或提供將對實施目的造成困難或妨害者。
- 五、有關專門知識、技能或資格所為之考試、檢定或鑑定等有關資料，其公開或提供將影響其公正效率之執行者。
- 六、公開或提供有侵害個人隱私、職業上秘密或著作權人之公開發表權者。但對公益有必要或為保護人民生命、身體、健康有必要或經當事人同意者，不在此限。

七、個人、法人或團體營業上秘密或經營事業有關之資訊，其公開或提供有侵害該個人、法人或團體之權利、競爭地位或其他正當利益者。但對公益有必要或為保護人民生命、身體、健康有必要或經當事人同意者，不在此限。

八、為保存文化資產必須特別管理，而公開或提供有滅失或減損其價值之虞者。

九、公營事業機構經營之有關資料，其公開或提供將妨害其經營上之正當利益者。但對公益有必要者，得公開或提供之。

政府資訊含有前項各款限制公開或不予提供之事項者，應僅就其他部分公開或提供之。

#### 第 19 條

前條所定應限制公開或不予提供之政府資訊，因情事變更已無限制公開或拒絕提供之必要者，政府機關應受理申請提供。

### 第五章 救濟

#### 第 20 條

申請人對於政府機關就其申請提供、更正或補充政府資訊所為之決定不服者，得依法提起行政救濟。

#### 第 21 條

受理訴願機關及行政法院審理有關政府資訊公開之爭訟時，得就該政府資訊之全部或一部進行秘密審理。

### 第六章 附則

#### 第 22 條

政府機關依本法公開或提供政府資訊時，得按申請政府資訊之用途，向申請人收取費用；申請政府資訊供學術研究或公益用途者，其費用得予減免。

前項費用，包括政府資訊之檢索、審查、複製及重製所需之成本；其收費標準，由各政府機關定之。

#### 第 23 條

公務員執行職務違反本法規定者，應按其情節輕重，依法予以懲戒或懲處。

#### 第 24 條

本法自公布日施行。